

平成30年度

■ 年 報 ■

第26号

四日市市立博物館

## 四日市市立博物館の使命

### 1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

### 2 郷土を大切にすることを育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切にすることを育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

### 3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

### 4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

### 5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとし、また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します。

平成 30 年度は、当館が開館 25 周年を迎えることから、「つなぐ つながる 博物館」をコンセプトに、併設の「四日市公害と環境未来館」と連携を図りながら、市内外、県外、海外から多くの来館者を迎えました。リニューアル効果が薄れるなか、観覧者総数では昨年度を下回ったものの、常設展の観覧者は 5 万人を超え、映し出す星の数で世界一に認定されたプラネタリウムでは、過去最高の 6 万 3 千人を超える入館者数があり、12 月 2 日には、開館からのプラネタリウム観覧者数が 100 万人を達成することができました。

展覧会は、開館 25 周年を記念して、多岐にわたった展覧会を 4 本実施したところ、観覧者満足度は、平成 29 年度よりも数値を上回り、全体としては概ね高評価でした。今後も引き続き「誰に何を伝えたいのかを明確にし、そのコンセプトに沿った企画と宣伝を展開すること」に取り組み、観覧者数だけでなく、満足度のさらなる向上に努めていきたいと考えます。

プラネタリウムでは、季節ごとに 3 種類（一般番組、ファミリー番組、星空番組）の番組と夜間特別番組、未就学児とその家族を対象とした「はじめてのプラネタリウム」を放映するとともに、どなたにもプラネタリウムを楽しんでいただくために、「はじめてのプラネタリウム」を除く全ての番組にそれぞれ 1 回ずつ字幕付き放映を実施しました。これらにより、幼児から大人まで幅広い年齢層の方々に楽しんでいただくことができました。

今後も、博物館・プラネタリウム、四日市公害と環境未来館を総称した「そらんぼ四日市」が、本市ならではの施設として、多くの人に学び、考え、楽しんでもらえるように、本市の魅力を発信していきます。

※ なお、記載にあたっては、個人・団体の敬称は省略させていただきました。ご了承ください。

令和元年 7 月

# 目 次

年報発刊にあたって	1
目 次	2
<b>I 事業概要</b>	
1 博物館事業	
1 常設展	3
2 企画・特別展	3
3 教育普及事業	7
4 資料収集保存事業	11
5 調査研究事業	13
2 プラネタリウム事業	
1 GINGA PORT 401	14
2 プラネタリウム投映事業	14
3 天文教育普及事業	21
3 ミュージアムショップ	26
<b>II 管理・運営</b>	
1 組織	26
2 予算	27
3 博物館協議会	28
4 施設の利用	29
5 年報の発行	29
6 利用状況	29
7 関係法規	32
<b>III 施設概要</b>	38
<b>IV 利用案内</b>	41
四日市市楠歴史民俗資料館	
<b>I 事業概要</b>	
1 これまでの経緯	42
2 事業	43
3 施設の利用	44
4 利用状況	45
5 関係法規	46
<b>II 施設概要</b>	49

## I 事業概要

### 1 博物館事業

#### 1 常設展

##### 「時空街道」

平成 27 年 3 月 21 日にリニューアルオープンした常設展「時空街道」の基本テーマは、「四日市のまちのあゆみと、人々の暮らしの変化」。資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱い、両館を一連の流れの中で観覧することにより、四日市の古代から現代までのあゆみを概観できるようにしている。



映像や照明による一日の時間や季節の移り変わりを感じられるほか、スマートフォンやタブレット端末を利用した展示解説や、解説シート、博物館ボランティアとの対話の中から得られる説明など、資料の理解を促す方法も選べ、何度訪れても学べる工夫をおこなっている。

##### 「丹羽文雄記念室」

文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

#### 平成 30 年度常設展示

開館日数	287 日
観覧者数	50,689 人
観覧料	無料

#### 2 企画・特別展

本年度は、開館 25 周年記念として特別展 2 本、企画展 2 本の計 4 本の展覧会を開催した。

##### (1) 特別展 I 「浮世絵十人絵師展」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社  
伊勢新聞社、三重エフエム放送、

(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送、

NHK 津放送局

[助 成] (公財)岡田文化財団

[企画協力] 有限会社アートシステム

■会 期：4 月 21 日(土)～6 月 3 日(日) 39 日間

■観覧者数：3,247 人

■観覧料：一般 800 円、高校大学生 600 円、中学生以下無料

■関連行事

○記念講演会「私が選ぶ十大絵師」

日 時：4 月 21 日(土) 13:30～15:00 参加者：46 人



講師：中右 瑛（国際浮世絵学会常任理事）

○講演会「浮世絵に描かれた四日市」

日時：5月21日（日）10:00～12:00 参加者：74人

講師：廣瀬 毅（当館学芸員）

○ワークショップ「紋切りにチャレンジ！」 参加者：5人

日時：5月27日（日）10:30～12:00

講師：伊藤義浩（当館指導主事） 千田佑香（当館学芸員）

○ギャラリートーク 参加者：55人（3回）

日時：4月29日（日・祝） 5月12日（土） 6月2日（土） 14:15～1時間程度

講師：千田佑香（当館学芸員）

■担当者所感（企画普及係 千田佑香）

本展では日本が世界に誇る芸術である「浮世絵」を取り上げ、特に中心的存在であった十人とその作品に焦点を当てて展示した。各絵師の個性豊かな作品を十分鑑賞してもらえよう、会期中は展示替えをしなかった。さらに、4階ラウンジに、当館所蔵の四日市を描いた浮世絵13点をあわせて展示し、他の巡回館との差別化を図った。総点数181点は、入場者からも見ごたえがあったという感想が多く聞かれた。

関連行事のギャラリートークや講演会は多くの方に参加していただき、全体的に入場者の満足度は高かった。アンケートでは、9割近くの回答者が「人に勧めたい」と回答した。しかし最終的な入場者数は3,247名であり、想定入場者数に届かなかった。一因として、県外からの入場者をうまく呼び込めなかったことが挙げられる。市内・県内への広報を継続していくことはもちろん、県外へ向けた広報を積極的に行っていく必要があると思われる。

(2) 企画展Ⅰ 弄山生誕300年萬古焼所蔵館連携事業

「ばんこやき再発見！—受け継がれた萬古焼の心—」

[主催] 四日市市立博物館

[後援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社  
伊勢新聞社、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ、  
三重テレビ放送、NHK津放送局

■会期：7月21日（土）～9月2日（日） 39日間

■観覧者数：1,477人

■観覧料：一般500円、高校大学生300円、中学生以下無料

■関連行事

○ギャラリートーク

日時：7月21日（日） 8月4日（土） 19日（日） 9月2日（日）10日（日） 14:15～1

時間程度

参加者：計47人

講師：田中伸一（当館学芸員）

○ジュニア学芸員養成教室「ばんこやきの見方—作品調査の体験学習—」

日時・参加者数 8月12日（日）13時30分～15時 10名

講師 田中伸一（当館学芸員）

■担当者所感（企画普及係 田中伸一）

本展は、北勢の萬古焼所蔵館5館で定期的に協議した「弄山生誕300年萬古焼所蔵館連携事業」の一環として開催したものである。

観覧者数は、2年前の同種の展覧会（古今やきもの饗宴—館蔵陶磁器セレクション—）を上回るものであったが、決して満足できるものではなく、従来からいわれている陶磁器展の集客の難しさが今回も表れた。

従来の萬古焼展が、時代と窯場を軸にしたものに対し、器種でまとめたり、外国人の評価という視点を入れるなどの工夫を凝らした。自由研究に活用する児童、生徒がよく見られ、萬古焼の普及に一定の成果があったと思われる。また、全て館蔵品という利点を生かして、展示品の撮影を可能とした。なお、SNSによる拡散は禁止し、その他個人の楽しみの範囲を超えるものについては、特別利用許可申請を求めた。従って今回多く見られた小中学生の自由研究の全てにこの手続きが適用された。このこと



は、児童、生徒にも保護者にも博物館資料の扱いが重いことを実感させるという効果をもたらした。

また、ラウンジに江戸時代に刊行された黄表紙の「書 雑 春 錦手」の特集展示を行い、図録も販売した。萬古焼が伊万里、南京に劣らぬ高級陶器であり、江戸で人気のあったことを示す好資料として注目されるものであり、観覧者に萬古焼の新たな視点を与えるよいきっかけとなった。

### (3) 特別展Ⅱ 「2018 イタリア・ボローニャ国際絵本原画展」

[主 催] 四日市市立博物館 一般社団法人日本国際児童図書評議会 (JBBY)

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送、NHK津放送局

[企画協力] Bologna Children's Book Fair  
Bologna Illustrators Exhibition, curated by Bologna Children's Book Fair / BolognaFiere in partnership with JBBY

■会 期：9月29日(土)～10月28日(日) 26日間

■観覧者数：2,765人

■観 覧 料：一般700円、高校大学生500円、中学生以下無料

■関連行事

○ワークショップ「山田和明さんワークショップ」

日 時：10月14日(日) 14:15～1時間程度

参加者：計42人

講 師：山田和明(絵本作家+イラストレーター)

■担当者所感(企画普及係 千田佑香)

2年ぶりの展示となった今年は、四日市会場だけの原画展示をあわせて428点の作品を展示した。「毎回楽しみにしている」と複数の声から本展に対する期待を感じることができる。一方、高浜市やきもの里かわら美術館への巡回が2017年で終了したため、同館観覧者の取り込みが期待されたが、観覧者は前回(2,606名)と比べて微増の2,765名にとどまりました。本展をどのように位置づけ、価値を高めていくのかの検討が必要と感じる。

アンケートでは展覧会の満足度が9割を超え、大部分の方に満足いただけたと思う。一方で、今回は前回よりも「展示室でのおしゃべりを認めてほしい」と「逆に注意してほしい」の声が増えている。内容や近頃の傾向も踏まえ、検討も必要かと考える。

例年子ども向けの展覧会とミスリードさせてしまう点がネックであったが、今回は親世代を意識して広報に取り組み、ある程度観覧者側との mismatch を防ぐことができたかと思う。一方で学校団体の見学で観覧した子どもたちが、熱心に作品を追っている様子も印象的であり、芸術鑑賞の場としての可能性も感じられる。今後の展覧会では、四日市で開催する「ボローニャ展」の魅力をより精力的に発信していく必要があると考える。



### (4) 企画展Ⅱ 「昭和のくらし 昭和のまちかど」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送、NHK津放送局

[協 力] サミゾチカラコレクション

■会 期：平成31年1月2日(水・休)～2月27日(水) 49日間

■観覧者数：5,538人

■観 覧 料：一般400円、高校大学生300円、中学生以下無料



■関連行事

- 記念講演会「瑠璃看板から見る昭和」  
日 時：1月27日（日）13:00～14:00 参加者：計35人  
講 師：佐溝 力氏（瑠璃看板研究所所長）
- ギャラリートーク  
日 時：1月27日（日）14:15～15:15 参加者：計43人  
講 師：佐溝 力氏（瑠璃看板研究所所長）
- 昭和を語ろう（小学生のための昭和教室①②）  
日 時：①1月13日（日）②2月10日（日） 14:15～15:15  
参加者：①計21人 ②計30人  
講 師：伊藤義浩（当館指導主事）
- 昭和を語ろう（昭和30年代を語る）  
日 時：2月3日（日） 14:15～15:15  
参加者：計21人  
講 師：廣瀬 毅（当館学芸員）
- 昭和を語ろう（昭和40年代を語る）  
日 時：2月17日（日） 14:15～15:15  
参加者：計27人  
講 師：廣瀬 毅（当館学芸員）
- 親子のプチワークショップ「むかしのあそび」  
日 時：2月11日（日・祝） 10:00～11:30  
参加者：15人

■担当者所感（企画普及係 伊藤義浩）

瑠璃看板収集家、佐溝 力氏のコレクションと館蔵品の原寸大展示を組み合わせ、なつかしい昭和のイメージを再現した。昭和を知る観覧者からは、「なつかしく、昔のことが思い出されました」等の感想を多くいただくことができ、見学校からは充実を図った体験コーナーで児童たちの意欲的な学習姿勢が見られたことについて高い評価をいただいた。

見学を訪れた児童・生徒達が自ら学びを進めていく授業を展開することができるよう、見学校と事前の打合せを行い、展示のねらいや意図を博学で共有したこともその一因と考えられる。

会場内に設置した「昭和30年代の教室コーナー」に42席の座席を準備し、四日市市の昭和を振り返りながら学ぶ特設コーナーとした。学校見学時には、コーナーのプロジェクターを利用して昭和31年に撮影された四日市市の航空写真を各学校の校区ごとに投映し、身近な地域がこの60年余りでどのように変化をしたのか解説を行い、一般観覧者向けには、展覧会行事「昭和を語ろう」を開催、展示を通して四日市市の変化を学んでいただくことができるよう工夫した。

観覧者数については、昨年度から若干減少したが、有料観覧者数については、昨年度より増加した。学校見学の観覧者は昨年度からやや減少しており、要因として生徒数の減少や学級閉鎖による見学のキャンセル等が考えられる。学習支援展示に関する学校への広報の充実や見学日程作成の工夫によって、博物館を利用していただきやすいよう改善に努めたい。

(5) 学習支援展示

①大昔の四日市 -弥生時代と古墳時代-	3月17日(土)～ 5月6日(日)	3Fロビー・白里亭	計5,524人 (30年度分) 3,894人
②四日市空襲と戦時下の暮らし	6月12日(火)～ 9月2日(日)	3Fロビー・白里亭 2F常設展示一部	17,885人
③大昔の四日市 -弥生時代と古墳時代-	平成31年 3月16日(土)～ 5月6日(月・休)	3Fロビー・白里亭	計6,622人 (30年度分) 1,942人

(6) 特別陳列

常設展「時空街道」に関わる資料や博物館のコレクションをテーマ別に紹介する展示

①館蔵品展 I 新収蔵品展	5月12日(土)～6月3日(日)	白里亭	2,816人
---------------	------------------	-----	--------



②館蔵品展Ⅱ 植物と薬	9月11日(火)～10月21日(日)	白里亭	6,965人
③館蔵品展Ⅲ 文字の世界	10月27日(土)～12月9日(日)	白里亭	7,311人
④館蔵品展Ⅳ お正月～亥年～	12月18日(火)～1月27日(日)	白里亭	3,683人
⑤館蔵品展Ⅴ 四日市の店	2月3日(土)～3月11日(日)	白里亭	4,887人

### 3 教育普及事業

#### (1) 時空街道ツアー

体感型常設展「時空街道」を、博物館ボランティアが案内人となって案内。

5月4日(金・祝)	15人	12月24日(月・休)	2人
6月24日(日)	8人	平成31年1月14日(月・祝)	9人
9月24日(月・休)	10人	平成31年2月24日(日)	2人
10月14日(日)	1人	平成31年3月24日(日)	9人
11月4日(日)	15人	合計	71人

#### (2) ミュージアムセミナー「萬古焼を探る」

萬古焼の祖、沼波弄山生誕300年萬古焼所蔵館連携事業として、各館から講師を招き、様々な視点から萬古焼を探る

4月28日(土)	沼波弄山とその周辺	大塚由良美 (桑名市博物館歴史専門官)	28人
6月23日(土)	輸出明治萬古と 海外コレクション	湯浅英雄(パラミタミュージアム 学芸部長)	25人
8月25日(土)	受け継がれる萬古不易	田中伸一(当館学芸員)	36人
11月10日(土)	歴史資料からみた 萬古焼	竹内弘光 (朝日町歴史博物館学芸員)	20人
12月8日(土)	三重県行政文書にみる森有 節の事績について	瀧川和也 (三重県立総合博物館学芸員)	23人
		合計	132人

※各回で要約筆記、手話通訳をつけて実施した。

#### (3) 古文書で知る江戸時代

古文書などの資料を使って江戸時代の暮らしや社会を知る講座。

4月7日(土)	古文書を読む前に①	66人
5月12日(土)	くずし字を読み解く①	64人
6月16日(土)	くずし字を読み解く②	72人
7月7日(土)	古文書を読む①	73人
8月18日(土)	古文書を読む前に②	71人
9月15日(土)	くずし字を読み解く③	68人
10月6日(土)	くずし字を読み解く④	64人
11月24日(土)	古文書を読む②	64人
12月22日(土)	古文書を読む前に③	54人
平成31年 1月5日(土)	くずし字を読み解く⑤	66人

2月2日(土)	くずし字を読み解く⑥	70人
3月2日(土)	古文書を読む③	69人
合計		801人

(4) 大人の社会科

博物館に興味を持つ大人を対象にしたワークショップ

5月13日(日)	博物館バックヤードツアー	6人
7月15日(日)	学芸員体験	2人
9月2日(日)	風呂敷 和のラッピング	3人
11月25日(日)	和綴じ本をつくろう!	12人
平成31年 3月10日(日)	史料の読み方	11人
合計		34人

(5) 「子ども博物館教室 親と子のプチわーくしょっぷ」

幼児を対象に、親子でふれあいながら作品をつくる。

6月3日(日)	はじめてのすいさいが	48人
9月30日(日)	きのみでつくろう	18人
10月8日(日)	はじめてのはんが	50人
平成31年 2月11日(月・祝)	むかしのあそび	15人
合計		131人

(6) 「子ども博物館教室 ワークショップ」

子どもたちが展覧会や博物館、また年中行事等に興味をもてるよう、楽しい教室や工作を行う。

4月22日(日)	まが玉をつくろう	15人
7月1日(日)	七夕かざり	15人
8月5日(日)	動くおもちゃ①	81人
8月12日(日)	動くおもちゃ②	25人
12月9日(日)	お正月	13人
平成31年 1月20日(日)	むかしの道具を使ってみよう	13人
2月24日(日)	ひな祭り	17人
合計		179人

(7) 「子ども博物館教室 ジュニア学芸員養成講座」(定員20人) 【参加費：無料】

5月20日(日)	学芸員入門	7人
6月17日(日)	四日市空襲の話を聞こう	14人
7月29日(日)	時空街道で郷土研究	13人
8月19日(日)	博物館バックヤード探検	9人

12月2日(日)	美術品に触れよう	0人
合計		43人

(8)「丹羽文雄記念室」関連

4月14日(土)	作品朗読会「鮎」	6人
11月17日(日)	講座「丹羽文雄」	10人
合計		16人

(9)「いちにの散策よっかいち」

6月2日(土)	久留倍官衙遺跡	10人
10月27日(土)	四郷ふるさとの道	3人
合計		13人

(10) 開館25周年記念講演会「歴史に学び、未来を読む」

日時：平成30年10月21日(土) 13:30～15:00

講師：加来 耕三(歴史家・作家)

参加者：114人

※要約筆記、手話通訳をつけて実施した。

(11) 博物館実習(大学生・大学院生対象)

6大学7人 8月28日(火)～9月7日(金)の内、土、日、休館日、暴風警報発令による臨時休館を除く7日間

(12) 教員のための研修  
 社会体験研修 9人  
 体験的博物館講座 17人

(13) 中学生の職場体験 12校23人

(14) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動

四日市が誇る作家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートの案内を行っている。特に、毎月20日は「語り部の日」と定め、記念室で案内の活動を行っている。本年度の活動は延べ76人であった。

(15) ボランティアの養成と協働

博物館ボランティアの登録数は、27年度の養成者3人、28年度養成者7人、29年養成者17人、30年度養成者17人の44人で、研修を含む活動人数は延1,044人にのぼる。今後も新たなボランティアの養成をおこない、観覧者の知識や経験に応じた対話ができるような活動をめざしたい。

博物館ボランティア	44人
丹羽文雄記念室語り部	6人
古文書ボランティア	8人
合計	58人

(16) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親しんでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者数
5月6日	映像で振り返る昭和の四日市	サロンふれあい	16人
5月12日	映像で振り返る昭和の四日市	楠町東町高齢者会議	30人
5月16日	心をつつむ風呂敷	人権プラザ小牧	13人
5月22日	心をつつむ風呂敷	四郷在宅介護支援センター	30人
5月25日	四日市学 四日市の歴史と文化	四日市大学	125人
6月24日	東海道と富田	賑わいのある文化の香るまちづくり委員会	21人
6月28日	地獄と極楽の話	西伊倉町おもと会	15人
7月2日	映像で振り返る昭和の四日市	四日市熟年大学 28期会	25人
7月5日	心をつつむ風呂敷	北星高校	14人
7月7日	萬古焼のデザイン	朝日町歴史博物館	45人
7月8日	心をつつむ風呂敷	北星高校	24人
7月15日	伊勢参宮と四日市	サロン時計台	13人
7月19日	映像で振り返る昭和の四日市	桜花台たのし会	27人
7月24日	地獄と極楽の話	八王子公民館(小林)	30人
8月29日	映像で振り返る昭和の四日市	西伊倉町おもと会	15人
9月5日	四日市港の歴史	日本港湾タグ事業協会	39人
9月11日	心をつつむ風呂敷	四郷在宅介護支援センター	42人
9月13日	心をつつむ風呂敷	東坂部町むつみ会	18人
9月26日	地獄と極楽の話	白寿会	33人
10月10日	映像で振り返る昭和の四日市	楠ふれあいセンター	4人
10月14日	面白い萬古焼の見方	サロン時計台	8人
10月25日	心をつつむ風呂敷	四郷在宅介護支援センター	12人
10月27日	心をつつむ風呂敷	四郷在宅介護支援センター	15人
10月31日	伊勢参宮と四日市	お達者くらぶ	20人
11月13日	心をつつむ風呂敷	ときわキッズクラブ	16人
11月14日	東海道と四日市宿	松本三区自治会	24人
11月28日	映像で振り返る昭和の四日市	桜いきいきサロン	33人
12月2日	東海道中膝栗毛セミナー	四日市市文化まちづくり財団	46人
12月9日	東海道の文化が息づく富田	富田地区社会福祉協議会	94人
12月14日	映像で振り返る昭和の四日市	八郷西高齢者大学	27人
12月14日	映像で振り返る昭和の四日市	八郷高齢者大学	37人
12月14日	映像で振り返る昭和の四日市	北町第一自治会	24人
1月18日	地獄と極楽の話	八郷社会福祉協議会	32人
1月19日	なつかしい四日市の鉄道	楠東町高齢者会議	28人

1月20日	東海道四日市宿	東海道四日市宿創生協議会	32人
1月23日	映像で振り返る昭和の四日市	松本三区自治会	30人
2月1日	心をつつむ風呂敷	四郷在宅介護支援センター	6人
2月13日	心をつつむ風呂敷	あんずの会	12人
2月14日	心をつつむ風呂敷	KTCおおぞら学園	17人
3月5日	映像で振り返る昭和の四日市	しりたい輪	7人
3月13日	伊勢参宮と四日市	松本三区自治会	28人
3月23日	東海道と四日市宿	楠東町高齢者会議	30人
合計42回			1,157人

#### 4 資料収集保存事業

##### (1) 資料収集と保存

博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

##### (2) 資料燻蒸

資料は受け入れ毎に、随時、燻蒸庫にて燻蒸をおこない収蔵する。文化財IPM（総合的有害生物管理）の手法で環境管理を実施し、虫菌害の発生しにくい環境を保持することで、収蔵庫燻蒸を極力おこなわず、環境への影響を低減するよう努めている。

##### (3) 資料の状況（平成31年3月末現在）

1 人 文 科 学 資 料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1)考古	1,425	25
	(2)美術工芸	3,348	30
	(3)民俗	5,388	18
	(4)歴史	11,726	62
	(5)文学	4,917	8
	計	26,804	143

2 自 然 科 学 資 料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1)動物資料	0	0
	(2)植物資料	3,273	0
	(3)地学資料	130	2
	(4)理工学資料	0	0
	(5)天文資料	7	0
	(6)その他	0	0
	計	3,410	2

※資料点数合計 30,225

##### (4) 新収蔵資料

平成30年度寄贈資料

番号	資料名	分野	点数	寄贈年月日
1	神 棚	民俗	1点	4月27日
2	近衛歩兵第二聯隊記念盆	歴史	1点	5月20日
3	満州獨立守備隊記念盆	歴史	1点	5月20日
4	昭和45年買物控	歴史	1点	5月20日

5	戦地からの葉書	歴史	1点	5月29日
6	四日市空襲の避難時に持ち出した天文会報	歴史	1点	7月6日
7	昭和八年度手延素麺生産順番附	歴史	1点	7月25日
8	冷蔵庫 ナショナルNR-100F	民俗	1点	11月13日
9	冷蔵庫 ナショナルNR-100Z	民俗	1点	11月13日
10	大東亜戦争割引国庫債券(10円・30円)	歴史	2点	12月4日
11	坂井 胡六 作「新緑湯の山」	美術工芸	1点	12月19日
12	水谷 百碩 作「農家之四季図屏風」	美術工芸	1点	12月19日
13	脇指 銘 石見守藤原國助	美術工芸	1点	12月27日
14	16mmサウンド映写機16-S	民俗	1点	1月29日
15	8mmステレオサウンド映写機GS-800	民俗	1点	1月29日
16	エディターS型	民俗	1点	1月29日
17	スライド映写機S-300	民俗	1点	1月29日
18	OHP HP-2450	民俗	1点	1月29日
19	16mmフィルム2巻	民俗	1点	1月29日
20	8mmサウンド撮影機600S(スケルトンタイプ)	民俗	1点	1月29日
21	8mm撮影機8R-T	民俗	1点	1月29日
22	8mm撮影機8TL(TL-100付)	民俗	1点	1月29日
23	国勢調査徽章(大正14年、昭和5年、昭和14年)	歴史	3点	2月21日
24	明治35年日本赤十字社創立25年紀祝典記念章	歴史	1点	2月21日
25	日本赤十字社明治三十七八年戦役救護記念章	歴史	1点	2月21日
26	赤十字社リボン略章	歴史	1点	2月21日
27	海軍協会徽章 (維持会員、正会員、通常会員2点)	歴史	4点	2月21日
28	奉仕会徽章	歴史	1点	2月21日
29	昭和14年金保有状況調査委員之章	歴史	1点	2月21日
30	田中食品株式会社醤油ラベル	歴史	3点	3月31日
31	清水三右衛門銘酒日本一ラベル	歴史	3点	3月31日
32	四日市商勢日報	歴史	15点	3月31日

平成30年度寄託資料

番号	資料名	分野	点数	寄託年月日
1	地籍図	歴史	1点	5月8日
2	刀子 鹿角装刀子	考古	1点	5月16日
3	刀子 切先片	考古	1点	5月16日
4	刀子 刀身片	考古	1点	5月16日

5	刀子 茎	考古	1点	5月16日
6	鉄鏃 長頸鏃	考古	1点	5月16日
7	鉄鏃	考古	1点	5月16日
8	鉄鏃	考古	1点	5月16日
9	鉄鏃 頸部片	考古	1点	5月16日
10	板状鉄製品	考古	1点	5月16日
11	和鏡 菊花双鳥鏡	考古	1点	5月16日
12	茶釜 弦	考古	1点	5月16日
13	水沢村、堂ヶ山村野論裁許絵図	民俗	1点	12月2日
14	堂ヶ山町古文書	歴史	1点	平成31年 2月6日

#### 平成30年度購入資料

番号	資料名	分野	点数	購入年月日
1	伊勢鉄道案内	歴史	1点	5月30日
2	参宮案内	歴史	1点	5月30日

## 5 調査研究事業

### (1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。

そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

#### 課題調査

- 「市内所在資料・コレクション等調査」
- 「岩野見司旧蔵考古資料調査」
- 「次年度以降企画・特別展示調査」
- 「昭和のくらし道具調査」
- 「江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査」
- 「市内寺院調査」
- 「教育普及事業（ワークショップ・学習支援展示）調査」

### (2) 館蔵資料の翻刻作業

古文書ボランティアによって月2回ずつ当館にて活動していただいている。本年度の活動は延べ85人であった。その成果については今後発表していく予定である。

## 2 プラネタリウム事業

### 1 GINGA PORT 401

博物館5階フロアを宇宙の港、銀河ポート401とし位置づけ、「地球から見た宇宙」という視点だけでなく、「宇宙からみた地球、宇宙からみた四日市」という新たなまなざしで、私たちの星である「かけがえのない地球」を見つめ直すことをコンセプトにしている。宇宙と地球環境を柱に据えたプラネタリウム事業を展開している。



- (1) コズミックギャラリーには、JAXA コーナーを設置し、宇宙服のレプリカや JAXA から貸与を受けている宇宙食や人工衛星の模型、ロケット打上げPR用ポスターなどを展示し、地球環境をテーマとした宇宙から見た地球の映像を映し出している。また、番組内容に合わせて、恐竜パネルの展示や南極の風景を映像で紹介する展示を行った。
- (2) コズミックラウンジには、旧プラネタリウム投映機を展示し、光学式投映機での星の映し方について解説するコーナーを設けている。天文ボランティアと協働で定期的にワークショップ（ガリレオ教室や天文ボランティア工房）を開催した。
- (3) プラネタリウムドームを宇宙船（コズミッククルーザー）と位置づけ、宇宙船に乗って宇宙からみた星空や宇宙の旅を楽しむことができる。世界で最も多くの星を映し出す投映機として世界記録に認定（平成28年7月）されたケイロン401を生かした、生解説を行っている。また、どなたにもプラネタリウムを楽しんでいただけるように整備した「ドーム内にある遮音室やヒアリンググループ」「ホワイトエの階段昇降機」を活用している。

### 2 プラネタリウム投映事業

投映時間を45分間とし、4季節ごとに合わせて3種類の番組（一般、ファミリー、星空）を投映した。中でも一般番組（秋と冬）と星空番組については、自主制作による全編生解説とした。

また、特別番組として、子育て支援の一環として幼児とその保護者を対象にした「はじめてのプラネタリウム」、毎週土曜日の夜間開館で投映する「夜間特別番組」、火星大接近にあわせた「夏休み特別番組」などを行った。

なお、字幕付き投映は、4種類の番組（一般、ファミリー、星空、夜間特別）で期間中に1回ずつ行った。

#### <季節番組のタイムテーブル>

投映時間	一般番組	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	星空番組	夜間特別番組
平日				14:30	15:45	
土・日・祝 学校園 長期休暇期間	10:15	11:30	13:15	14:30	15:45	<土曜限定> 18:30

(1) 季節番組（料金：一般540円 高・大生380円 小・中生210円 幼児無料）

投映期間	番組名	投映日数	投映回数	観覧者数
春番組 3/17(土) ～6/3(日) 69日間	一般番組「美しき地球 BELLA GAIA」	69日間	97回	2,376人
	平成30年度分(4/1～6/3)	56日間	74回	1,821人
	ファミリー番組「秘密結社鷹の爪 THE PLANETARIUM ～ジュラジュラ！ジュラシクトラベル～」	37日間	74回	3,691人
	平成30年度分(4/1～6/3)	27日間	54回	2,658人
	星空番組「そらんぼ 星空への招待 -春の句-」	66日間	66回	988人
	平成30年度分(4/1～6/3)	53日間	53回	725人
夏番組	一般番組「ティラノサウルス 最強恐竜 進化の謎」	73日間	122回	7,606人

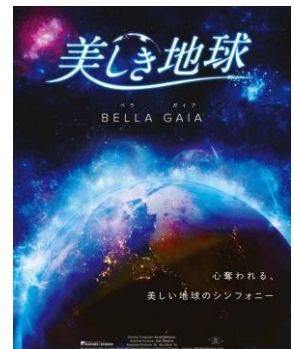


6/12(火) ～9/2(日) 73日間	ファミリー番組「クレヨンしんちゃん 星空と学校の七不思議だゾ！」	50日間	100回	10,933人
	星空番組「12の星ものがたり・夏 ～あなたの誕生日の星空は?～」	73日間	73回	4,303人
秋番組 9/11(火) ～12/9(日) 77日間	一般番組「南極ふしぎ探検」	74日間	102回	2,429人
	ファミリー番組「ポケットモンスター サン&ムーン プラネタリウム」	28日間	56回	5,703人
	星空番組「12の星ものがたり・秋 ～あなたの誕生日の星空は?～」	73日間	73回	1,427人
冬番組 12/18(火) ～H31 3/10(日) 66日間	一般番組「THE EARTH ～宇宙から見た地球～」	65日間	93回	2,086人
	ファミリー番組「Space Dreamers 宇宙兄弟 南波六太がやってきた！」	28日間	56回	2,128人
	星空番組「12の星ものがたり・冬 ～あなたの誕生日の星空は?～」	63日間	63回	1,346人
春番組 3/16(土) ～6/2(日) 69日間	一般番組「星の旅 -世界編-」	69日間	98回	3,058人
	平成30年度分 (H31 3/16～3/31)	14日間	25回	733人
	ファミリー番組「ぼのぼの 宇宙から来たともだち」	39日間	78回	3,195人
	平成30年度分 (H31 3/16～3/31)	11日間	22回	847人
	星空番組「12の星ものがたり・春 ～あなたの誕生日の星空は?～」	67日間	67回	1,203人
	平成30年度分 (H31 3/16～3/31)	14日間	14回	351人
合計	平成30年度	286日間	980回	45,096人

#### ○春番組

##### 一般番組 「美しき地球 BELLA GAIA」

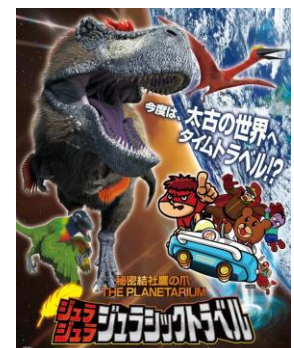
ベラガイアとは「美しい地球」という意味。国際宇宙ステーション (ISS) に滞在する宇宙飛行士たちの言葉から、これまで見たことのない視点からの地球、宇宙の姿を知ることができる作品。また、地球の創生や人類誕生による文明の発展、地球環境の変化についても触れている。ケンジ・ウィリアムズの美しい音楽と、NASAの宇宙映像や自然が作り出す素晴らしい光景を楽しむことができる作品となっており、観覧された方から、「とても癒された」という感想があった。映像や音楽を楽しむ、癒し系の番組も、他の番組とのバランスを考えながら、今後も取り入れていきたい。(天文係 位田卓也)



##### ファミリー番組 「秘密結社鷹の爪 THE PLANETARIUM ～ジュラジュラ! ジュラシクトラベル～」

脱力系コメディアニメのキャラクター「秘密結社 鷹の爪団」のプラネタリウム番組。世界征服をたくらむ秘密結社 鷹の爪団が、巨大な恐竜から大量の羽毛を手に入れるために太古の恐竜時代へタイムワープする物語で、笑いを交えながら、様々な恐竜の特徴や太古の地球の様子を伝える内容だった。番組の「オチ」の部分では、お客様から大きな笑い声が起こることも多く、番組アンケートでは「とてもおもしろく、ストーリーがあるのでわかりやすかった。」「(前半の生解説での) 星と (後半の) 恐竜の話が半分ずつで、あきなかった。」といった感想があった。一方で、アニメ「鷹の爪団」のことを知らずにご覧いただいた方には想像していたような星空が少なく「違和感」を感じさせてしまった面もあると感じた。今後も事前の案内に十分気を配りながら、子ども達に楽しく学んでもらえるようなファミリー番組を放映していきたい。

(天文係 右近留美子)



### 星空番組 「そらんぼ 星空への招待ー春の句（自主制作番組）」

四日市の星空をテーマとした自主制作番組。四日市ゆかりの俳人である山口誓子が残した星や星座の俳句を紹介し、四日市ならではのオリジナル性の高い内容とした。また、博物館に併設するプラネタリウムということ意識し、日本各地に伝わる星の和名や星の民話についても紹介した。昨年度に引き続き2年目の放映であったが、取り上げる俳句や話題を変えることで、何度も観覧していただけるよう工夫した。アンケートでは、「すごく分かりやすくて面白い。」「すばらしい。」など、満足度の高さを窺える声が寄せられた。今後もオリジナル性のあるテーマを取り上げて番組を製作していきたい。

（天文係 中村恵）



### ○夏番組

#### 一般番組 「ティラノサウルス 最強恐竜 進化の謎」

史上最強の恐竜と呼ばれるティラノサウルスがどのように進化したのか、世界各地で相次ぐ化石の新発見と、最先端の科学解析技術から、一億年に及ぶ壮大な進化の秘密を読み解いていく作品。夏休み中の放映だったので、特に小中学生の観覧が多かった。昨年の木星の番組でも好評だった、座席に設置されているレスポンスアナライザー（集計機）を活用し、参加型の番組としたことで、恐竜について、より観覧者の興味を引き、関心をアップさせることができた。今後も、レスポンスアナライザーの効果的な活用など、参加型の番組制作にも取り組んでいきたい。（天文係 位田卓也）



#### ファミリー番組 「クレヨンしんちゃん 星空と学校の七不思議だゾ！」

子どもに大人気の「クレヨンしんちゃん」のプラネタリウムオリジナル作品。宇宙や太陽系の惑星などの秘密についてわかりやすく解説しており、キャラクターをとおして天文普及を図ることができる番組だった。観覧者は小学校低学年までの小さな子どもが多かったため、番組前半の星空解説では、より番組の内容が理解できるように補足説明を入れて、子どもたちの理解が深まるように対応した。今後も観覧者の年齢やニーズに合わせた生解説を行うことで、誰もが楽しめるようにしていきたい。（天文係 位田卓也）



#### 星空番組 「12の星ものがたり・夏・秋・冬 ～あなたの誕生日の星空は？～」（自主制作番組）

その日の夜の星空をわかりやすく紹介し、誕生日星座にまつわる物語を紹介する星空番組。誕生日星座の物語は、毎月替えることで何度も楽しめる番組とし、誕生月の観覧者からお一人限定で、その方の誕生日の星空を再現するコーナーをすることでお客様参加型の放映にした。これまでも、同じテーマで形を変えながら放映してきたが、今回は太陽の年周運動や地球の歳差運動、天球といった概念をわかりやすく映像で説明するシーンを入れ、解説に合わせたユニークな星座絵を作るなどの工夫を加えた。アンケートでは、「自分の誕生日の星空を見ることができて感動した」といった声もあった。プラネタリウムの定番的な番組として、これからも新しい情報を加えながら、お客様の期待を裏切らないような番組作りを心がけたい。（天文係 右近留美子）



### ○秋番組

#### 一般番組 「南極ふしぎ探検」(自主制作番組)

南極大陸の発見や探検の歴史に触れながら、地球最南端で輝く南極大陸で見ることができる星空やオーロラを満喫してもらった。また、四日市を出発し、赤道、ドレーク海峡を通過し、南極大陸まで帆船で旅をする構成とし、緯度の違いによる星の見え方の違いについても紹介した。

南極大陸の実写画像については、写真家である谷角靖氏から提供を受け、白夜となる夏の南極の自然を紹介することができた。最後に2021年12月4日に見られる南極での皆既日食を、多機能放映機を活用して再現した。

観覧者アンケートからは、内容が盛りだくさんで面白かった。大人にも子ども

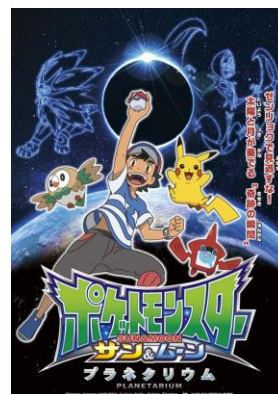


もにも分かりやすく解説されていたとの感想があった。

今回の番組のように、日常生活では体験できない現象を取り上げ、プラネタリウムらしい演出を取り入れた番組作りをしていきたい。(天文係 加藤正之)

ファミリー番組 「ポケットモンスター サン&ムーン プラネタリウム」

もとはゲームソフトのシリーズであった「ポケットモンスター」がテレビアニメ化された番組。少年・サトシと相棒のピカチュウをはじめとした人気のキャラクターたちが、皆既日食が見られるエリアの中心部にある島へ行って、日食を追いかけて世界中を旅している"日食ハンター"と出会い一緒に日食観測に出かける。途中、様々な経験しながら、日食が起きるしくみを学ぶ中で、皆既日食という天文現象に遭遇できる確率の低さやその神秘性に魅了される物語である。ストーリー展開の中で、登場人物に同一視することで、天文知識だけでなく、自然に対する畏敬の気持ち等の感性も身に着けることができるように工夫されている点がこの番組の魅力であると感じた。今後も子どもには、親しみやすいキャラクターを通して天文について興味をもっていただけるような番組を提供していきたい。(天文係 西山達)



○冬番組

一般番組 「THE EARTH ～宇宙から見た地球～」(自主制作番組)

地球が球形であることをいつ頃に誰がどのようにして気づいてきたのかについて、その歴史を振り返りながら、私たちの暮らす地球に思いを馳せてもらえるような番組とした。

星座解説では、光学式投映機の性能を生かし、冬の天の川や恒星の色の違いなどを見ていただけた。また、夜空での国際宇宙ステーションの見え方を再現し、夕方や明け方に肉眼で観察できることを紹介した。

当館のプラネタリウムのコンセプトとなっている「宇宙から見た地球を体感できる」番組として、国際宇宙ステーションから撮影された地球をじっくりと眺め、地球の大切さを感じる番組とした。今後もコンセプトに合わせた番組作りを行っていきたい。(天文係 加藤正之)



ファミリー番組 「Space Dreamers 宇宙兄弟 南波六太がやってきた！」

宇宙飛行士となって、月着陸のミッションを与えられた主人公の南波六太。彼の初フライトの前にラジオ番組に出演することとなり、公開収録のスタジオで参加者からの宇宙に関する質問に六太が答えるという設定の番組で、素朴な質問へのわかりやすい解説、宇宙からの美しい映像の紹介、夢の実現への示唆等、観覧者の日頃の宇宙に関する知的好奇心を満たすことができる作品であった。少年少女以上の子どもが理解できるレベルのものであったため、小さな子どもには少し高度であつが、アメリカの会場における、好奇心を満たすためにどんどん質問をしていく雰囲気が描かれていたため、日本の子どもたちにとってはよい刺激を与えるものであった。知識だけでなく、「知りたい」を実現するための姿勢や態度を育むような作品も大切にしていきたい。

(天文係 西山達)



(2) 学習投映

①天体学習プログラム(保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用)

平日①9:50~10:35、②10:50~11:35、③13:15~14:00

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム投映

対象	テーマ	校 園 数	観 覧 者 数
保育園・幼稚園・ 認定こども園	4月～5月 星空動物園へようこそ	100 園	4,013 人
	6月～7月 七夕物語		

	9月～10月	お月さまのお話		
	11月～12月	アンドロメダ姫物語		
	1月～3月	うたのプラネタリウム		
小学校	4月～5月	惑星クイズに挑戦!	49校	3,329人
	6月～7月	星座早見盤の使い方と夏の大三角		
	9月～12月	月の動き(小4)、月と太陽(小6)		
	1月～3月	オリオン座の動きと冬の大三角		
中学校	通年	季節の星空と宇宙	23校	2,839人
特別支援学校 ・学級	通年	季節の星空と宇宙 ケンタの星さがし ポワンとフーニャンの宇宙調査隊 一月と太陽のひみつー(小6向け)	13校	150人
その他の学校など	通年	季節の星空と宇宙	7校	245人
合計	放映回数 151回		192校	10,576人

②環境学習プログラム(小・中学校などの団体)

平日①9:50～10:20、②10:50～11:20、③13:15～13:45  
四日市公害と環境未来館からの依頼を受けて、環境番組を放映。

対象	テーマ	校数	観覧者数
小学校	アースメッセージ～かけがえのない惑星(ほし)～	37校	2,539人
中学校	アースメッセージ～かけがえのない惑星(ほし)～	1校	140人
その他の学校など	アースメッセージ～かけがえのない惑星(ほし)～	0校	0人
合計	放映回数 39回	38校	2,679人

(3) 特別番組

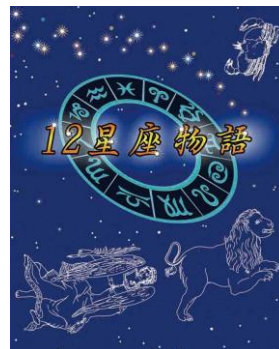
① 夜間特別番組 料金: 季節番組と同じ 毎週土曜日の18:30～19:15

放映期間	番組名	放映回数	観覧者数
3月17日(土) ～6月2日(土)	「12星座物語」	11回	267人
平成30年度分(4/7～6/2)		8回	194人
6月16日(土) ～9月1日(土)	「君と見る流れ星 starring 秦基博」	9回	462人
9月15日(土) ～12月8日(土)	「君と見る流れ星 starring 秦基博」	10回	351人
12月22日(土) ～平成31年3月9日(土)	「南極ヒーリング この地球(ほし)の果てで」	10回	351人
平成31年3月16日(土) ～6月1日(土)	「南極ヒーリング この地球(ほし)の果てで」	11回	247人
平成30年度分(H31 3/16・30)		2回	52人
合計	平成30年度	39回	1,410人

夜間特別番組 「12 星座物語」 (自主制作番組)

12 の誕生日星座をテーマにした自主制作番組。星座の歴史や星占いの話題を交えながら当日の星空を巡り、黄道に沿って並ぶ 12 星座を順番に紹介した。また、誕生日の星座にまつわる神話を毎回一つ紹介し、観覧者の中からお一人限定で、その方の誕生日の星空を再現した。誕生日の星座ということで興味をもち、親しみを感じて見ていただく方も多く、同時に満天の星をたつぷりと見ていただける星空番組であることから、星空の美しさにも満足していただけた。アンケートでは小学生のお子さんから「どこに星座があるかが知れた」「きれいだった。すごくよかった。」などの感想もいただき、大人だけでなく子どもたちにも星空や星座への興味を高めてもらえたのではないかと実感した。

(天文係 右近留美子)



夜間特別番組 「君と見る流れ星 starring 秦基博」

人気アーティスト秦 基博さんの楽曲を起用した、音楽と星空のコラボレーション作品。ハートフルな音楽とともに、主な流星群の紹介や、その日の夜に見ることのできる星座たちを案内していく番組。お客様からのアンケートでは、「映像がきれいだった。」「音楽がきれい。」などの感想をいただいた。

去年はヴァイオリニスト葉加瀬太郎の曲と映像を楽しむ番組を約 9 か月間放映したが、今回の番組同様、コラボレーションしているアーティスト目当てでお越しいただいた方も多く見られた。普段、プラネタリウムに来ていただけない方々に来館していただくことで、博物館を知っていただく機会を増やしていきたい。(天文係 位田卓也)



夜間特別番組 「南極ヒーリング この地球(ほし)の果てで」

秋の一般番組の放映終了にあわせて、「南極」をテーマにしたヒーリング番組として、冬から春までの約 6 か月間放映した。一般番組「南極ふしぎ探検」では南極の星空を中心に解説したが、この番組では、ゆったりとしたテンポで南極の自然を取り上げて、ストーリーが展開していく構成で、一般番組や星空番組との差別化を図った。

毎週土曜日に開催している夜間特別番組は、だんだんと定着してきたように思うが、まだまだ観覧者数が少な目であり、今後も広報に努めて、もっと多くの方に観覧していただけるようにしていきたい。(天文係 加藤正之)



② 幼児番組 はじめてのプラネタリウム 料金：季節番組と同じ 10：15～11：00

月 日	番組名	放映回数	観覧者数
4月6日(金)・13日(金)・ 20日(金)・27日(金) 4月28日(土・祝) ～5月6日(日)	「しまじろうと たんじょうびのおほしさま」	13 回	1,507 人

幼児番組 はじめてのプラネタリウム「しまじろうとたんじょうびのおほしさま」

幼児に大人気のキャラクター「しまじろう」のプラネタリウムオリジナル番組。知名度のあるキャラクターの番組で、子どもや保護者に大変好評であった。

子育て支援の一環として幼児とその保護者を対象にした「はじめてのプラネタリウム」は今年で 3 年目となり、年々観覧者は増加している。ドーム内を通常より明るくしたまま放映したり、番組に関係する内容を楽しく紹介したりすることで、子どもや保護者が安心して楽しめるよう工夫した。また、「誕生日の星座」をテーマにした番組という点が、初めて星と出会う幼児には親しみやすいようだった。アンケートでは 98 パーセント以上が「幼児向け番組をまた見たい。」という結果だった。今後も幼児や保護者が安心してプラネタリウムを楽しめるような工夫をしていきたい。

(天文係 中村恵)



③ 夏休み特別番組 料金：季節番組と同じ 17：00～17：45

月 日	テ ー マ	観覧者数
7月27日(土)	2018 火星を見よう！	84人
7月28日(土)	2018 火星を見よう！	台風のため中止
8月4日(土)	2018 火星を見よう！	141人
合計		225人

④ 無料開放特別番組 11月3日(土・祝) 料金：無料

投映時間	テ ー マ	観覧者数
10：15～10：45	「しまじろうと たんじょうびのおほしさま」	126人
11：30～12：00	「ポケットモンスター サン&ムーン プラネタリウム」	139人
13：15～13：45	「ポケットモンスター サン&ムーン プラネタリウム」	136人
14：30～15：15	「しまじろうと たんじょうびのおほしさま」	127人
15：45～16：30	「君と見る流れ星 starring 秦基博」	122人
18：30～19：15	「CD コンサート ショートバージョン」	77人
合計		727人

(4) プラネタリウムイベント

① 宇宙塾 料金：無料 18：30～20：00 (③は16：00～17：30)

月 日	テ ー マ	講 師	観覧者数
① 5月5日(土・祝)	はやぶさ2 ～リュウグウ到着 へカウントダウン～	JAXA はやぶさ2プロジェクト マネージャー 津田 雄一	93人
② 6月30日(土)	開館25周年記念 火星大接近！	国立天文台副台長 渡部 潤一	124人
③ 11月10日(土)	開館25周年記念 宇宙はどのように始まったのか？ ～先端科学の描く創世記～	日本学術振興会学術システム 研究センター所長 佐藤 勝彦	100人
④ 平成31年 2月9日(土)	月に挑む！	JAXA 助教 大竹 真紀子	92人
合計			409人

※各回で要約筆記、手話通訳をつけて実施した。

② 特別企画 料金：600円 (①は1,200円) 前売り制 18：30～20：00 (③は18：30～19：30)

月 日	テ ー マ	出 演 者	観覧者数
① 8月11日(土・祝)	プラネタリウム劇場 「まずまずマーズ」	劇団 雑貨団	97人

② 9月22日(土)	プラネタリウムライブ 「爆笑プラネタリウム」	田端英樹 (星兄)	142人
③ 10月20日(土)	開館25周年記念 プラネタリウムCDコンサート 「星と音楽のプラネタリウム ～ジブリ音楽特集～」	博物館職員	141人
④ 平成31年 3月23日(土)	開館25周年記念 KAGAYAライブトーク 「星の旅 ～世界の星空を巡って～」	KAGAYA	140人
合計			520人

③ 四日市公害と環境未来館との連携 料金：無料 17：00～17：45

月 日	テーマ	出演者	観覧者数
11月24日(土)	松本紀生 スライドトークショー	松本紀生	109人

(5) その他投映

① 研修・視察等に関する投映

月 日	時間	対象	観覧者数
5月11日(金)	16：40～17：00	四日市市新採職員研修	65人
5月23日(水)	10：20～10：50	教育委員会懇談会	20人
8月1日(水)	16：50～17：00	ICETT (地球環境塾)	21人
10月12日(金)	11：50～12：00	社長会 (KHネオケム幹事)	18人
合計	投映回数 4回		124人

② ふるさと納税者向け投映

月 日	時間	対象	観覧者数
平成31年 2月16日(土)	17：20～18：00	ふるさと納税者	7人
合計	投映回数 1回		7人

3 天文教育普及事業

(1) 移動天文車「きらら号」事業

天文ボランティアの協力を得て観望会を実施。 料金：無料



① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。天候不良による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。

ボランティア参加数：59人(延べ人数)

予定	実施	天文教室	中止	参加者数
19回	17回(1,719人)	1回(35人)	1回	1,754人

② 主催事業

季節に見ごろの惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。(自由参加)  
ボランティア参加数：72人(延べ人数)

月 日	時 間	テ ー マ	参加者数
4月28日(土)	19:30~21:00	月と春の大三角を見よう	103人
5月26日(土)	19:30~21:00	月と木星を見よう	113人
6月23日(土)	19:30~21:00	月と木星を見よう	天候不良のため中止
7月28日(土)	19:30~21:00	ガスの惑星木星と土星を見よう	天候不良のため中止
8月4日(土)	19:00~21:00	夏休みの星空観察① 4惑星を見よう	304人
8月12日(日)	11:00~13:00	夏休みの星空観察② 太陽と金星を見よう	48人
8月25日(土)	18:30~20:30	夏休みの星空観察③ 月と4惑星を見よう	240人
9月22日(土)	18:30~20:30	月と火星と土星を見よう	154人
9月24日(月・祝)	18:30~20:30	中秋の名月を見よう	天候不良のため中止
10月27日(土)	18:00~19:30	火星と秋の四辺形をさがそう	64人
11月24日(土)	17:00~18:30	月と火星を見よう	79人
12月22日(土)	17:00~18:30	月と火星を見よう	53人
平成31年 1月6日(日)	9:00~11:30	部分日食を見よう	52人
1月26日(土)	18:00~19:30	火星とすばるを見よう	天候不良のため中止
2月23日(土)	18:30~20:00	火星と冬の大三角をさがそう	70人
3月23日(土)	10:30~12:00	太陽を見よう	56人
実施予定16回のうち、4回中止により12回実施 合計			1,336人

(2) 公開観望会

移動天文車きさら号が出動しない観望会 料金：無料(自由参加)

月 日	時 間	内 容	場 所	参加者数
8月12日(日)	19:00~21:00	ペルセウス座流星群と夏の星空観望会	伊坂ダム	天候不良のため中止
10月21日(日)	19:00~21:00	オリオン座流星群と秋の星空観望会	伊坂ダム	92人
12月14日(金)	19:00~21:00	ふたご座流星群と冬の星空観望会	伊坂ダム	95人
合計				187人

(3) コズミックスクール

コズミックラウンジにて行う科学工作



月 日	時 間	内 容	対象/定員	材料費	参加者数
① 4月6日(金)、 13日(金)、 20日(金)、27日 (金)、 4月28日(土)～5 月4日(金・祝)	11:00 ～12:30	ぬりえであそぼう!	幼児と保護者 /定員なし	無料	622人
② 7月28日(土)	14:00 ～17:00	天体望遠鏡を作って 火星を観察しよう!	小学3年以上 /20組	3,500 円	台風の ため中止
③ 8月4日(土)	15:30 ～18:00	昔はもっと星が見えた!? ～光害について 調べよう!～	小学3年以上 /30組	500円	25人
④ 8月18日(土)	15:30 ～18:00	夕日はどうして赤いの? ～光のスペクトルを 調べよう!～	小学3年以上 /50組	200円	35人
				合計	682人

※材料費は1セットの金額。

(4) 楠歴史民俗資料館「夏の夜間特別開館」での工作

月 日	時 間	内 容	対象/定員	材料費	参加者数
5月26日(土)	14:30 ～16:00	CDでホバークラフトを つくろう	小学生/30組	50円	29人

(5) 夏季教職員研修(天文教育研修)

月 日	時 間	内 容 / 対象	講 師	参加者数
7月30日(月)	10:00 ～12:30	太陽ってどんな星? /小・中学校教員	愛知教育大学 講師 政田洋平	64人

(6) 学校連携事業

①希望する市内の中学3年生を対象に、移動式プラネタリウムを用いて星の日周運動と年周運動、北極・赤道での太陽の動き、月の満ち欠けなどを担当の理科教諭とともに授業を行った。

実施日: 11月1日(木)から12月7日(金)まで

実施校: 4校 参加者数: 356人



月 日	学校名	参加者数	月 日	学校名	参加者数
11月29日(木)	西陵中学校	73人	12月5日(水)	富田中学校	110人
12月4日(火)	橋北中学校	91人	12月6日(木)	西笹川中学校	82人

②希望する市内中学1年生から3年生を対象に、プラネタリウム夏番組(一般番組、星空番組、夏休み特別番組)を学習として活用できるように学習参加券(無料観覧券)を配付。

期間: 7月21日(土)から9月2日(日)までの夏休み期間

学年	校数	配付枚数	利用枚数	利用率
1年生	16校	1,950枚	1,186枚	61%
2年生	16校	2,077枚	1,272枚	61%
3年生	15校	1,902枚	1,016枚	53%

(7) JAXA連携事業 四日市こども科学セミナー 料金：無料（申込み制）

月 日	時 間	内 容 / 場 所	講 師	参加者数
7月29日(日)	13:30 ～15:30	JAXA コズミックカレッジ in 四日市「宇宙の中の地球」 /四日市大学	JAXA 長瀬 智香	台風のため中止

※教育支援課の予算にて実施し、申込みと抽選業務は委託した。

(8) 東京シティプロモーション事業 料金：無料

月 日	時 間	内 容 / 場 所	共 催	参加者数
平成31年 2月2日(土)	11:00 ～17:00	四日市 STYLE ～出張 GINGA PORT 401～ /三重テラス	東京シティプロモーション事業実行委員会	380人

(9) ガリレオ教室（天文ボランティアとの協働）料金：無料（自由参加）場所：コズミックラウンジ

月 日	時 間	テ ー マ	参加者数
4月8日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	惑星のひみつ	23人
5月13日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	太陽のひみつ	23人
7月8日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	惑星のひみつ	57人
8月12日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	流星のひみつ	42人
10月14日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	月のひみつ	29人
11月11日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	流星のひみつ	23人
12月9日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	日食のひみつ	71人
平成31年 1月13日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	冬の星座	43人
2月10日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	はやぶさ2のひみつ	33人
3月10日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	はやぶさ2のめざす先	56人
合計			400人

※6月と9月は、整備休館のため実施せず。

(10) 天文ボランティア支援事業

天文ボランティアが主体的に実施する事業を支援した。

- ① 天文ボランティア学習会（全12回実施）
- ② 天文ボランティア主催観望会（全6回実施）

③ 天文ボランティア工房（全 24 回実施 参加者 562 人）

(1 1) 天文ボランティア養成講座（申込み制/6 回連続講座）

月 日	時 間	内 容 / 場 所	講 師	参加者数
①11 月 4 日(日)	13:30 ~16:00	ボランティア活動とは /コズミックラウンジ	四日市市社会福祉協 議会 地域福祉課 ボランティアセンタ ー 安田美佳	75 人
②11 月 10 日(土)	10:00 ~12:00	星空の案内の仕方/講座室	名古屋大学星の会 理事 杉野友司	
③11 月 18 日(日)	10:00 ~12:00	天文学入門/講座室	三重大学教授 伊藤信成	
④11 月 24 日(土)	14:30 ~16:30	最新機器を使った観望会の 持ち方/プラネタリウム・講座室	アストロアーツ 上山治貴	
⑤12 月 9 日(日)	13:30 ~15:30	望遠鏡の使い方/講座室	天文係職員・ 天文ボランティア	
⑥12 月 15 日(土)	13:30 ~16:00	具体的活動について/講座室	天文係職員・ 天文ボランティア	

(1 2) 出前講座など 料金：無料（申込み制）

月 日	時 間	内 容 / 場 所	主 催 者	参加者数
8 月 8 日(水)	13:20 ~14:20	3D 立体映像で宇宙を体感し よう/県地区市民センター	県地区 市民センター	53 人
10 月 3 日(水)	19:45 ~20:45	移動式プラネタリウム /少年自然の家	八郷西小学校	43 人
平成 31 年 2 月 28 日(木)	9:30 ~12:30	3D 立体映像で宇宙を体感し よう/高花平小学校	高花平小学校	36 人
合計				132 人

(1 2) 天体望遠鏡の寄贈

平成 30 年 1 月 16 日に国際ソロプチミスト三重-北（会長 大橋邦子）の認証 20 周年記念として、当館へ天体望遠鏡一基をご寄贈賜りました。今後、館内で天体望遠鏡のお披露目を兼ねた展示を行った後に、当館が主催する市民公園での観望会で移動天文車「きらら号」などの観測設備とあわせて活用します。

< 寄贈品（株式会社高橋製作所 製） >

○鏡筒（Mewlon-250CRS） 1 式

- ・反射式天体望遠鏡（コレクテッド ドール・カーカム式/カセグレン式の一つ）
- ・口径 250mm                      ・極限等級 13.8 等                      ・焦点距離 2500mm

○接眼レンズ

（焦点距離 7.5mm（333 倍）、12.5mm（200 倍）、24mm（104 倍）、50mm（150 倍））各 1 本

○天頂ミラー 1 個

### 3 ミュージアムショップ

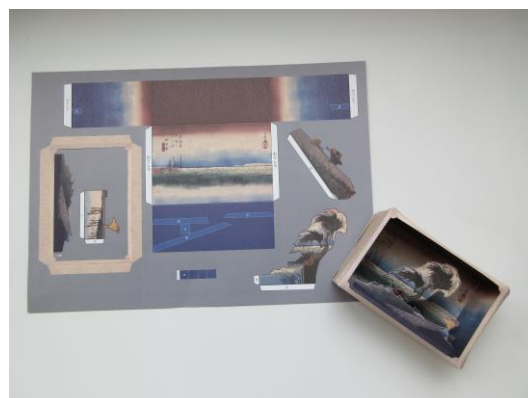
来館者へのサービス提供の一環として、当館が直接運営している。

ミュージアムショップは、当博物館だけでなく、四日市公害と環境未来館を合わせた「そらんぼ四日市」としての普及活動としての側面を持ち、展覧会図録や研究紀要、専門書、関連グッズなどを販売している。

販売商品としては、通年販売のものだけでなく、各展覧会やプラネタリウムの番組内容に合わせ、短期契約の商品の選定・販売を行いました。



平成30年度は、開館25周年を記念して、開館以来順次発売してきた当館学芸員が自主制作した図録や職員のアイデアによるオリジナルグッズを一堂に集め、「なつかしの四博グッズたち」を開催するとともに、その会期にあわせて東海道五十三次「四日市」をかたどった立版古を開発し販売しました。



また、ホームページをリニューアルし、お客様へ即時的に入荷情報や売れ筋商品の紹介を行うために、フェイスブックの運用を開始しました。

ショップ内の什器類に老朽化や不足を生じていたため、平成30年秋に閉館した名古屋ポストン美術館から譲り受けることで充実を図りました。

(1) 来店者数と販売状況

年 度	来店者数	購入人数	販売総額 (単位：千円)	購入単価
平成27年度	—	5,808人	5,351	921円
平成28年度	—	5,889人	5,765	979円
平成29年度	28,842人	5,117人	8,469	1,655円
平成30年度	32,304人	4,929人	6,007	1,219円

※平成30年度については見込みです。

(2) その他

- ・特別販売会「なつかしの四博グッズたち」(開催期間：11月3日～12月9日)

当館開館25周年を記念して、むかし懐かしいオリジナルグッズを期間限定で復活販売しました。

また、貴重な過去の展覧会の図録を数量限定で販売するとともに、その他当館オリジナルグッズを開館25周年記念の特別価格で販売しました。

当初の会期末は12月2日のところ、好評につき1週間延長して12月9日まで開催しました。

会期中の売上点数：266点

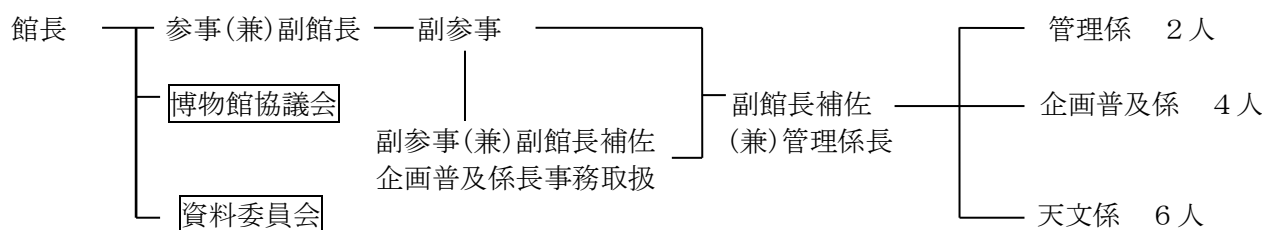
会期中の売上金額：48,750円

## II 管理・運営

### 1 組織

(1) 職員構成

(平成31年3月末現在)



(2) 事務分掌

[管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2) 調査、統計及び報告に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用許可に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7) 楠歴史民俗資料館に関すること。
- (8) 館の庶務に関すること。

[企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- (7) 博物館の広報に関すること。

[天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (4) 移動天文車に関すること。

2 予算

平成 30 年度

[歳入]

(単位：千円)

科目			予算額
使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料	博物館使用料    楠歴史民俗資料館使用料	博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料 敷地占用料 施設使用料	10,218 15,884 441 5 1 3
財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入	市史等売払収入	図録等	3,294
諸収入 雑入 雑入  雑入	教育費雑入  各種講座受講料	委託販売手数料 博物館事業費助成金 展覧会行事・教室等参加料	1,000 2,000 305
計			26,552

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	管理運営	設備維持 管理費・ 展示設備 維持管理費	調査 研究	展示開催	資料収集	教育普及	フネリウム 投映・ 維持管理費	天文普及・ 移動天文車 維持管理	民俗資料館
報酬	174	174								
賃金	12,562	2,553		143	1,367	2,989	1,423			4,087
報償費	3,192	769		194	500	48	747	805	89	40
旅費	701	183		179	155	39	3	140	2	
需用費	34,321	23,096	3,070	8	4,041	400	211	2,490	312	693
役務費	5,730	1,413			3,475		322	437		83
委託料	101,750	15,469	59,398		15,567	1,687	54	7,207	970	1,398
使用料及 び賃借料	18,247	1,790	18			475	43	15,593		328
工事請負費	28,100		28,100							
備品購入費	336					100			236	
負担金補助 及び交付金	10,625	68		12	10,535			10		
計	215,738	45,515	90,586	536	35,640	5,738	2,803	26,682	1,609	6,629

### 3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。平成30年度委員は下表のとおりである。なお、平成30年度協議会は2回開催した。

●第1回 平成30年8月22日(水) 15:00～17:00

- 議題：①任命状の交付  
②平成30年度上半期事業実施状況について  
③平成31年度以降の事業について

●第2回 平成31年3月16日(土) 10:00～12:00

- 議題：①平成30年度下半期事業実施状況について  
②平成31年度事業計画案について

[四日市市立博物館協議会委員]

平成31年3月31日現在

	氏名	職名
学校 関係 教育	近藤 まり	四日市市小学校長会代表
	加藤 公章	四日市市中学校長会代表
	水谷 小百合	四日市市公立幼稚園長会代表

	水谷 浩三	私立学校代表
社会教育関係	家城 宏光	四日市市自治会連合会代表
	竹下 すま子	四日市市社会教育委員代表
	小林 美佐子	四日市市立博物館ボランティアの会代表（博物館）
	伊藤 敏彦	四日市市立博物館ボランティアの会代表（天文）
学識経験者	桐生 定巳	四日市市文化財保護審議会代表
	播磨 良紀	中京大学文学部教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部教授
	北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
	小林 良輔	四日市市立博物館前館長
※	井上 綾子	四日市市PTA連絡協議会代表

※家庭教育の向上に資する活動を行う者

#### 4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室及び講座室を博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。平成30年度実績は、以下のとおりである。なお、四日市市及び四日市市教育委員会の利用実績については記載を省略している。

[特別展示室]

- ・墨友会書作展  
平成31年3月21日（木）～24日（日） 墨友会

[講座室]

- ・平成30年度みえ未来人育成塾  
6月2日（土）三重県教育委員会
- ・共に考える多機能トイレ講演会  
9月16日（日）（一社）日本福祉のまちづくり学会東海北陸支部
- ・不登校フェスタ vol.2  
平成31年1月19日（土）学生団体 Student Gathering
- ・平成30年度東海若手市長の会臨時総会及び視察研修  
平成31年1月24日（木）東海若手市長の会
- ・四日市文化会歴史講話  
平成31年2月3日（日）四日市文化会
- ・三重県下水道協会主管課長会議及び役員会  
平成31年3月8日（金）三重県下水道協会
- ・「ありがとう 野田之一さんを偲ぶ会」  
平成31年3月17日（日）四日市再生「公害市民塾」

#### 5 年報の発行 第25号 A4 54頁 インターネットホームページで公開

#### 6 利用状況（4月1日～平成31年3月31日）

(1) 常設展観覧者数（無料）

月	開館日数	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	大人・高大	観覧者計
		校	人数	園	人数	数	人数				
4	26	1	27	0	0	5	117	4	820	1,658	2,626
5	27	8	610	4	100	10	370	136	654	1,913	3,783
6	20	13	1,458	21	532	8	282	161	682	1,610	4,725
7	26	4	318	8	172	10	432	82	1,497	2,215	4,716

8	28	1	5	0	0	9	393	88	3,874	4,075	8,435
9	20	11	633	0	0	6	144	74	1,109	1,729	3,689
10	26	39	2,424	3	126	9	282	221	569	1,693	5,315
11	26	41	2,369	2	82	12	382	201	567	1,546	5,147
12	15	8	384	0	0	4	131	43	424	1,050	2,032
1	26	11	671	2	70	2	66	76	676	1,785	3,344
2	24	13	764	8	245	6	141	112	540	1,727	3,529
3	23	3	182	4	81	4	114	27	986	1,958	3,348
合計	287	153	9,845	52	1,408	85	2,854	1,225	12,398	22,959	50,689

(2) 特別展観覧者数

会期	有料観覧者										無料観覧者							観覧者合計			
	個人		団体割引(2割引)		減免(5割引)		減免(5割引)の団体		有料観覧者計	小中		園児		他団体		小中以下	招待券		引率者	無料観覧者計	
	一般	高大	一般	高大	一般	高大	一般	高大		校	人数	園	人数	数	人数						
①	39	1,793	52	402	2	145	2	8	0	2,404	0	0	0	0	0	223	620	0	843	3,247	
②	39	527	26	95	1	24	2	3	0	678	0	0	0	0	0	574	225	0	799	1,477	
③	26	1,420	81	202	1	104	3	3	0	1,814	1	90	0	0	1	65	350	436	10	951	2,765
④	49	1,615	28	154	0	124	0	4	0	1,929	36	2,284	4	130	0	0	535	410	250	3,609	5,538
合計	153	5,355	187	853	4	397	7	18	0	6,825	37	2,374	4	130	1	65	1,682	1,691	260	6,202	13,027

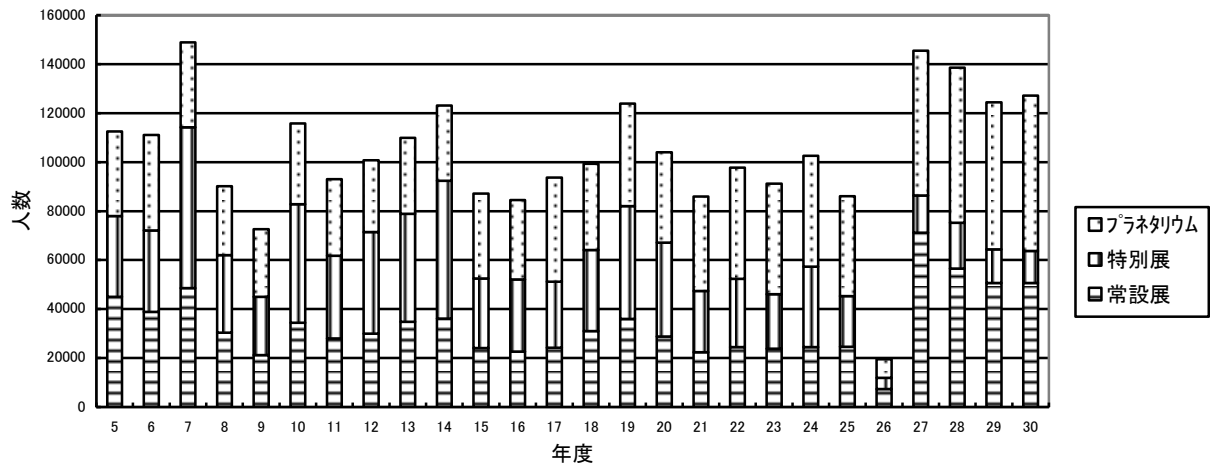
- ① 浮世絵十人絵師展
- ② ばんこやき再発見!
- ③ 2018 イタリア・ボローニャ国際絵本原画展
- ④ 昭和のくらし昭和のまちかど

(3) プラネタリウム観覧者数

月	放映回数	有料観覧者													無料観覧者										観覧者合計		
		個人			団体割引(2割引)			減免(5割引)			減免(5割引)の団体			特別放映	有料観覧者計	小中		園児		他団体		幼児	招待券	引率者		特別放映	無料観覧者計
		一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中			校	人数	園	人数	数	人数						
4	100	1,229	94	417	126	0	8	47	6	18	8	0	1	0	1,954	1	27	1	27	1	16	739	411	8	0	1,228	3,182
5	110	1,405	54	422	160	0	12	50	3	7	17	0	1	0	2,131	7	534	11	370	0	0	608	440	94	3	2,224	4,355
6	94	1,118	44	602	180	1	300	67	1	7	7	0	0	0	2,327	9	1,108	42	1,456	0	0	515	351	237	1	3,791	6,118
7	115	2,253	80	1,335	296	1	164	124	12	45	5	0	2	0	4,317	3	303	20	870	2	86	1,023	934	104	0	3,320	7,637
8	146	3,883	190	3,122	427	5	392	171	23	112	15	0	12	97	8,449	1	5	0	0	0	0	1,815	3,549	5	1	5,395	13,844
9	81	1,720	80	1,066	169	0	265	71	3	20	101	0	20	142	3,657	7	411	0	0	1	7	824	513	54	0	1,809	5,466
10	118	1,169	63	531	177	3	435	83	2	9	10	1	0	141	2,624	18	1,639	6	210	1	65	459	227	174	1	2,792	5,416
11	114	807	39	420	161	0	355	46	1	8	9	1	1	0	1,848	24	1,748	3	90	1	5	360	202	140	3	3,481	5,329
12	62	739	40	341	120	1	20	31	4	11	12	0	0	0	1,319	8	384	0	0	1	32	338	378	35	0	1,167	2,486
1	104	982	75	297	133	2	71	54	2	14	9	0	0	0	2,637	8	333	2	70	2	26	293	225	51	0	998	2,637
2	97	913	56	250	111	0	97	47	1	4	6	0	0	0	1,485	9	506	11	434	1	35	223	370	98	1	1,673	3,158
3	102	1,292	130	541	202	0	27	63	1	11	15	0	0	0	2,282	3	94	5	113	0	0	518	585	29	1	1,479	3,761
合計	1,243	17,510	945	9,344	2,262	13	2,146	854	59	266	214	2	37	380	34,032	98	7,092	101	3,640	10	272	7,715	8,185	1,029	11	29,357	63,389



(4) 観覧者数推移



年度 (平成)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
常設展	44,996	38,881	48,481	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966	34,758	36,058
特別展	32,961	33,209	65,681	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432	44,082	56,309
プラネタリウム	34,515	38,966	34,674	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317	31,011	30,689
合計	112,472	111,056	148,836	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715	109,851	123,056
累計	112,472	223,528	372,364	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622	954,473	1,077,529

年度 (平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
常設展	24,093	22,626	24,171	30,978	36,001	28,781	22,399	24,479	23,859	24,522
特別展	28,413	29,498	26,940	33,098	45,980	38,347	24,956	27,903	22,152	32,723
プラネタリウム	34,591	32,333	42,519	35,264	41,926	36,900	38,538	45,406	45,215	45,293
合計	87,097	84,457	93,630	99,340	123,907	104,028	85,893	97,788	91,226	102,538
累計	1,164,626	1,249,083	1,342,713	1,442,053	1,565,960	1,669,988	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433

年度 (平成)	25	26	27	28	29	30			
常設展	24,579	7,355	71,143	56,454	50,595	50,689			
特別展	20,641	4,533	15,181	18,800	13,735	13,027			
プラネタリウム	40,876	7,649	59,195	63,310	60,068	63,389			
合計	86,096	19,537	145,519	138,564	124,398	127,105			
累計	2,133,529	2,153,066	2,298,585	2,437,149	2,561,547	2,688,652			

## 7 関係法規

### 四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号

改正

平成9年3月27日条例第3号

平成12年3月29日条例第44号

平成16年12月28日条例第55号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年10月5日条例第45号

平成21年1月23日条例第1号

平成25年12月27日条例第66号

平成26年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
  - (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
  - (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
  - (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
  - (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
  - (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
  - (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
  - (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
  - (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
  - (10) その他必要な事業
- 一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。  
一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

- 第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。
- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
  - 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。  
一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

- 第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けた者は、2,160円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。  
一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

- 第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。
- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
  - (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
  - (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不適當と認めたとき。

(入館等の制限)

- 第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。
- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
  - (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) その他委員会において管理上支障があると認めるとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第 11 条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(特別の設備等)

第 12 条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第 11 条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第 15 条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第 20 条第 1 項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
一部改正〔平成 21 年条例 1 号〕

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。  
一部改正〔平成 16 年条例 55 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第 2 号及び第 8 号並びに第 4 条から第 14 条までの規定は規則で定める日から(平成 5 年 6 月 4 日市市規則第 33 号で、同 5 年 11 月 1 日から施行)、次項の規定は平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)

2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和 45 年四日市市条例第 38 号)は、廃止する。

別表第 1(第 4 条関係)

区分	博物館特別展示 1 人 1 回につき	プラネタリウム 1 人 1 回につき	プラネタリウム 特別番組 1 人 1 回につき
----	-----------------------	-----------------------	-------------------------------

附 則(平成 9 年 3 月 27 日条例第 3 号)  
この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 44 号)  
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 55 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

(経過措置)

7 改正後の四日市市立博物館条例第 4 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以後の観覧から、第 5 条、第 6 条及び別表第 3 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例別表第 3 備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 5 日条例第 45 号)

この条例は、平成 18 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 66 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第 6 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。

3 新条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。

4 新条例別表第 3 の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

一般	2,160 円の範囲 内で委員会が定 める額	540 円	2,160 円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・		380 円	

高校生			
中学生・小学生	無料	210 円	

備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいう。
  - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
  - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
  - 小学校就学までの者は、無料とする。
  - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100 分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 一部改正〔平成 16 年条例 55 号・18 年 45 号・25 年 66 号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,080 円の範囲 内で委員会が定 める額	270 円	1,080 円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・高 校生		190 円	
中学生・小 学生	無料	110 円	

備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいう。
  - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
  - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
  - 小学校就学までの者は、無料とする。
  - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100 分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 追加〔平成 16 年条例 55 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 45 号・25 年 66 号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時 30 分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時 30 分 から午後5時 まで
特別展示室	—	—	32,400 円
講座室	8,640 円	12,960 円	21,600 円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合は、上記の金額に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算する。  
一部改正〔平成 16 年条例 55 号・17 年 22 号・25 年 66 号 26 年 42 号〕

四日市市立博物館条例施行規則

平成5年3月 31 日教委規則第5号

改正

平成9年3月 28 日教委規則第9号

平成 11 年3月 11 日教委規則第4号

平成 12 年3月 27 日教委規則第7号

平成 14 年 12 月 27 日教委規則第 11 号

平成 17 年2月 3日教委規則第 31 号

平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 5 号

平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成5年四日市市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間は、午前9時 30 分から午後5時までとする。ただし、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めたとときは、これを変更することができる。  
一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号〕

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたとときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日当たるときは、その翌日とする。
- 12 月 29 日から翌年1月3日まで  
一部改正〔平成 14 年教委規則 11 号〕

(観覧の手続)

第4条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により、特別展示室等の使用の許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請しなければならない。

- 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前6月からとする。
- 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。
  - 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
  - その他委員会が特に必要があると認めるとき。
- 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めるときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

2 官公署が使用する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

(1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割

(2) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合

2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。  
一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

第11条 委員会が特に必要と認めるときは、優待券、招待券及び特別展示前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額

イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額
---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあつては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあつては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。

4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。

(2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。

3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。

4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。  
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (4) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める使用料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。

- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある博物館資料で著作者の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
  - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
  - 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。
- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
  - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。  
(四日市市立郷土資料館条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料館条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附則(平成9年3月28日教委規則第9号)  
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月11日教委規則第4号)  
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月27日教委規則第7号)  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成14年12月27日教委規則第11号)  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年2月3日教委規則第31号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附則(平成26年1月14日教委規則第5号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附則(平成27年1月14日教委規則第2号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年3月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行

規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第8条関係)

区分	使用料(一回一式)
プロジェクター	1,080 円

一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号・27年2号〕

別表第2(第17条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟覧	320 円
模写	1,080 円
拓本	1,080 円
撮影	1,080 円

一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

### Ⅲ 施設概要

所在地	〒510-0075 三重県四日市市安島一丁目3番16号 電話 059-355-2700(代) FAX 059-355-2704		
開館年月日	平成5年11月1日		
丹羽文雄記念室オープン	平成18年12月9日		
リニューアルオープン	平成27年3月21日		
施設規模	敷地面積	1,845.840 m <sup>2</sup>	
	建設面積	1,590.397 m <sup>2</sup>	
	延床面積	10,147.108 m <sup>2</sup>	
	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階 建物の高さ 38.075m 建物イメージ 歴史(石を用い古典的な様式) 現代(石、土ものの自然素材と金属、ガラスなどの組み合わせによる新旧共存) 未来(金属板の仕上げ =プラネタリウム)	
	地域・商区	商業地域・防火地域 建ぺい率100%(耐火)、容積率600%	

#### 主な室名と面積(リニューアル後)

●展示・教育部門		2,202.065 m <sup>2</sup>
常設展示室	2階	658.364 m <sup>2</sup>
〃	3階	548.291 m <sup>2</sup>
特別展示室	4階	594.798 m <sup>2</sup>
ラウンジ	4階	93.674 m <sup>2</sup>
図書スペース	1階	86.350 m <sup>2</sup>
講座室	1階	142.218 m <sup>2</sup>
研修・実習室	1階	78.370 m <sup>2</sup>
●収蔵部門		1,256.230 m <sup>2</sup>
第1収蔵庫	地下2階	243.290 m <sup>2</sup>
〃 前室	地下2階	38.880 m <sup>2</sup>
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階	282.170 m <sup>2</sup>
第3収蔵庫	地下1階	384.496 m <sup>2</sup>
〃 前室	地下1階	76.086 m <sup>2</sup>
荷解室	1階	231.308 m <sup>2</sup>
●研究部門		420.165 m <sup>2</sup>
作業室	2階	50.422 m <sup>2</sup>
資料整理室	地下1階	84.370 m <sup>2</sup>
文献資料室	3階	37.952 m <sup>2</sup>
資料評価室	4階	33.300 m <sup>2</sup>
燻蒸室	地下1階	43.070 m <sup>2</sup>
スタジオ暗室	地下1階	87.510 m <sup>2</sup>
ビデオ編集室	地下1階	16.882 m <sup>2</sup>
第2会議室	4階	37.952 m <sup>2</sup>
第3会議室	3階	28.707 m <sup>2</sup>
●プラネタリウム部門		1,714.282 m <sup>2</sup>
客席(ドーム)	5・6階	565.017 m <sup>2</sup>
コズミックラウンジ	5階	59.081 m <sup>2</sup>
コズミックギャラリー	5階	194.763 m <sup>2</sup>

ブリーフィングルーム	5階	59.326 m <sup>2</sup>
空調機械室	5・6階	836.095 m <sup>2</sup>

●管理・一般部門		4,554.366 m <sup>2</sup>
事務室	3階	105.059 m <sup>2</sup>
事務室	2階	60.464 m <sup>2</sup>
第1会議室	2階	37.001 m <sup>2</sup>
ミュージアムショップ	1階	28.723 m <sup>2</sup>
警備室	1階	20.812 m <sup>2</sup>
中央監視室	地下2階	44.064 m <sup>2</sup>
設備機械室	地下2階	486.190 m <sup>2</sup>
電気室、発電機室	地下2階	240.152 m <sup>2</sup>
倉庫、展示備品庫など		3,531.901 m <sup>2</sup>

●プラネタリウム仕様	
ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)	
座席144席	
ケイロン401	
全天周映画 可能	

#### 主な施工業者

##### 【開館】

建築	(株)鴻池組	三菱建設(株)	丸藤建設(株)
電気	(株)電工社	四日市電機(株)	
設備機械	須賀工業(株)	ダイダン(株)	三東工業所
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所		
建築設計	(株)石本建築事務所		
展示設計	(有)ササキ企画		
展示	商工美術(株)		
展示映像	中部松下システム(株)		
ハイビジョン	中部松下システム(株)		
陶壁	萬古環境造形体		

##### 【リニューアル】

プラネタリウム	(株)五藤光学研究所
展示設計	
展示	丹青社

#### 設備概要

##### ●空調設備

##### 1. 空調熱源機器設備

①スクリーユ冷凍機	
(冷房能力293,000Kcal/h[97URST])	
暖房能力254,000Kcal/h)	2基
②スクリーユ冷凍機用空気熱交換機	2基
送風機(低騒音型3,400 m <sup>3</sup> /min)	3台

##### ③蓄熱槽

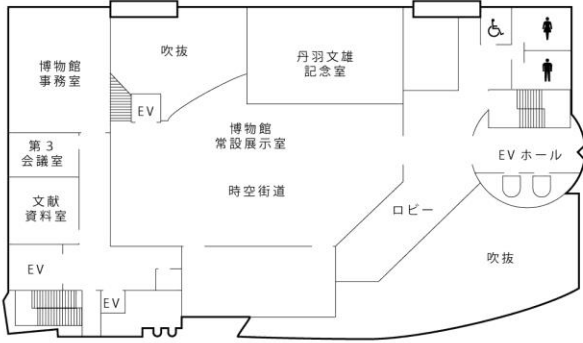
##### 2. 空調、換気及び排煙機器設備

①空調機	
エアーハンドリングユニット	9基
パッケージ型空調機	30基
ファンコイルユニット	20基
全熱交換機	5基
②送、排風機	
シロッコファン	2基
軸流ファン	8基
ラインファン	13基
消音ボックス付ラインファン	20基
デリバントファン	1基

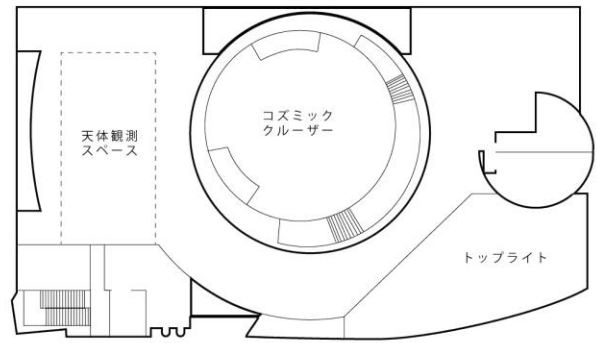


排煙ファン	3 基	⑤排煙口	28 箇所
排煙口	25 基	●電気設備	
3. その他機器		①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz	
①フィルターユニット		②変圧器	
外気新鮮空気処理ユニット	3 基	動力用	
②消音マフラーユニット	9 基	3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
③その他付属設備	一式	3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
4. 空調配管設備		3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
①空調用ポンプ	14 基	3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤	1 基	電灯用	
③冷水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
④温水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
⑤冷温水用防蝕装置	4 基	③自家用発電機	
⑥その他付属設備	一式	6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	
●給排水衛生設備		480Ps 1200rpm	1 台
1. 給水設備		3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
①ポンプ 揚水ポンプ	2 基	④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
②受水槽 有効容量 12.7 m <sup>2</sup>		⑤電気室 高低圧配電盤	19 面
(2 分割-複合盤)	1 基	動力制御盤	15 面
③高架水槽 有効容量 6.3 m <sup>2</sup>		電灯分電盤	21 面
(2 分割-SUS444)保温	1 基	端子盤	12 面
④電機湯沸器 貯湯量 10 ㍓	3 基	⑥低圧回路	
⑤ウォータークーラー		⑦低圧負荷設備	
壁埋込式、ステンレス製	2 基	電動機合計容量 1, 123.023KW	130 台
冷水能力 301/㍓		電灯コンセント合計容量 476KVA	2, 115 個
⑥その他付属設備	一式	⑧直流電源装置	
2. 排水設備		100V 非常照明用 発電設備機器操作用	
公共下水道接続箇所		全自動サイリスター式整流器	
①湧水排水ポンプ	6 基	(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
②雑水排水ポンプ	2 基	直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
③雨水排水ポンプ	2 基	蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	
●燻蒸設備(真空殺虫殺菌装置)	3.15 m <sup>2</sup>	2V×54 セル	
●消防設備		⑨交流無停電電源装置	
①屋内消火栓ポンプ	1 基	100V 中央監視装置用	
②屋内消火栓設備		商用同期常時インバーター給電方式	
屋内消火栓箱	12 基	(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
屋内消火栓箱(併設型)	4 基	出力容量 5KVA)	
③連結散水設備 閉鎖型(8 系統)	一式	⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
④ハロン消火設備 7 系統		親時計 1 台 子時計 41 台	
(特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、		⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
前室、電気室、発電機室)	一式	⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
⑤救助袋 3-5 階	6 台	多機能電話機	15 台
⑥自動火災報知設備		一般電話機	37 台
差動スポット感知器	6 個	⑬テレビ共聴設備 CATV 引込(CTY)	
定温スポット感知器	14 個	⑭中央監視設備	
煙感知器	384 個	SAVIC-NETFX による監視システム	
炎感知器	4 個	●エレベータ	
⑦非常放送設備	一式	1.2 号 乗用(展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分	
⑧消火器	38 本	3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分	
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台	4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分	
通路誘導灯	39 台	5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分	
客席誘導灯	22 台	●その他設備 昇降リフト(2 ト、荷解室)	1 台
⑩その他付属設備		ゴンドラ(ガラス清掃用)	2 台
●防犯設備		自動扉	4 箇所
①防犯設備 熱感センサー	46 個		
②監視カメラ 1, 3, 4, 5 階 カートーム型	9 台		
CCD	1 台		
モニターテレビ	5 台		
③防火扉	47 箇所		
④防火・防炎シャッター	32 箇所		

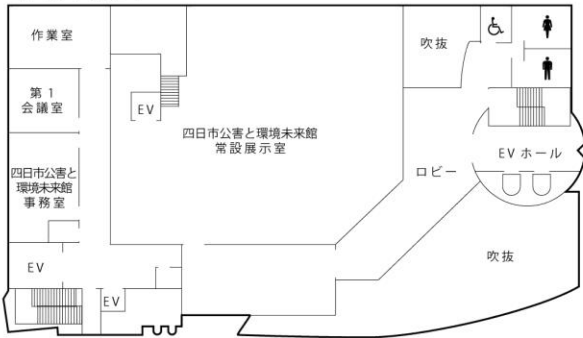
3階平面図



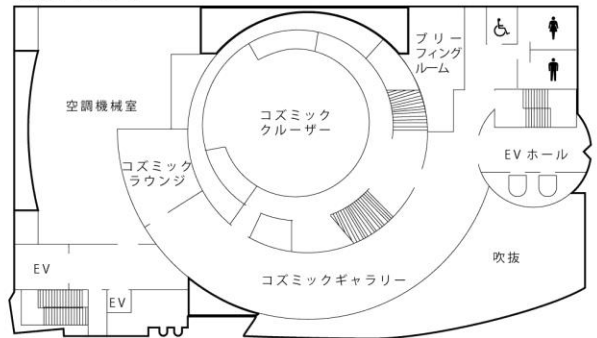
6階平面図



2階平面図



5階平面図



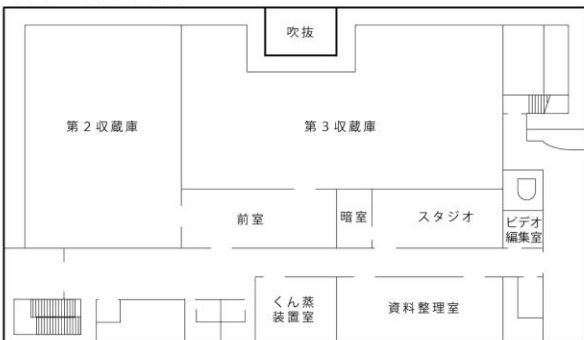
1階平面図



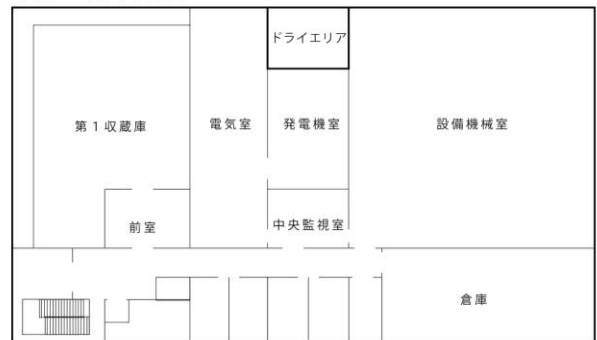
4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



## ●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区内には、都市公園を介して三重北勢地域地場産業振興センター、アムスクエア(現ララスクエア)などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで応じあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」(歴史)、「現在」、「未来」(宇宙)の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造りのなあたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2～4階に博物館部門(現在は2階に四日市公害と環境未来館)、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

(石本建築事務所)

## IV 利用案内

### ●博物館を彩る施設

#### □エントランスホール(1階)

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引き。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所である。

#### □図書スペース(1階)

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペース。

#### □ミュージアムショップ(1階)

来館の思い出となる記念品や、市・博物館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえている。

#### □陶壁(2階ロビー)

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。(高さ 2.5m 幅 5.0m)

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体



## I 事業概要

### 1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の屋敷である。

岡田家に残る文政 12 年（1829 年）の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の垂旗に宝暦 10 年（1760 年）の銘があることから、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、約 250 年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治 3 年（1870 年）に役所施設（公共建築）として邸内に建設されたと考えられている。

平成 14 年 3 月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成 14 年 6 月に主屋部分を、続いて同年 12 月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財（建造物）に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成 16 年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成 17 年 3 月末に完成した。

この間、平成 17 年 2 月 7 日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財（建築物）である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財（建造物）に指定され、平成 17 年 4 月 29 日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。

平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団（現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団）が指定管理者となって管理運営を行っていたが、平成 24 年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は平成 31 年 3 月末現在 5,085 点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約 500 点、展示棟内の常設展示室に約 100 点を展示している。



## 2 事業

### (1) 夏の夜間特別開館2018

通常17時で閉館するところを、20時まで特別に開館し、資料館保存運営委員会の協力のもと、また、地元団体と連携して、模擬店やホテルの郷コンサート、科学工作体験、グラスアート体験などを開催した。

また、当イベント中に、来館者数が開館から累計して10万人を達成したので、10万人目の方に記念品を贈呈するなど、式典を執り行った。

■ 日時：5月27日（土）

■ 来館者：1,000人



### (2) 秋の夜間特別開館2018

台風の影響により中止となった。

### (3) ミニ門松づくり

ミニ門松づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

■ 日時：12月24日（月・祝）9:30～11:00

■ 参加者：15人



### (4) 企画展：つるし雛とちりめん遊び展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催で開催した。

■ 期間：平成31年2月7日（木）～3月6日（水）

■ 来館者：1,497人



### (5) おひなまつりコンサート

おひなまつりにちなみ地元団体の協力のもとウクレレによる演奏を、保存運営委員会と共催で開催した。

■ 日時：平成31年2月24日（日） 13:30～15:00

■ 参加者：129人



### 3 施設の利用

#### (1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。平成30年度は実績なしである。

#### (2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している(無料)。平成30年度実績は以下のとおりである。

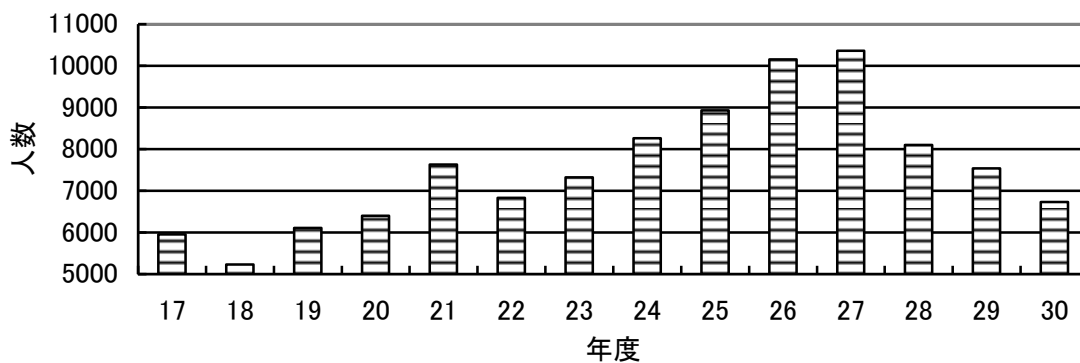
- ・ステンドグラス工房 まい  
4月1日(日)～29日(日) 個人(四日市市)
- ・鈴鹿の山の四季  
5月2日(水)～15日(火) 個人(四日市市)
- ・竹灯り  
5月16日(水)～31日(木) 楠歴史民俗資料館保存運営委員会、  
竹灯り実行委員会(四日市市)
- ・ライティングアート・ガラスアート展  
6月1日(金)～15日(金) 生活色彩「ガラスアート」(四日市市)
- ・花を楽しむ大人の暮らし  
6月16日(土)～30日(土) Lapis スタイル(四日市市)
- ・銅板工芸・陶芸作品展  
7月1日(日)～15日(日) 桜山上銅板工芸教室(四日市市)
- ・花のある暮らし  
7月17日(火)～31日(火) 個人(四日市市)
- ・フォト短歌展  
8月1日(水)～15日(水) 個人(四日市市)
- ・楠町絵画サークル展  
9月1日(土)～15日(土) 楠町絵画サークル(四日市市)
- ・鈴鹿の山に咲く花 写真展  
9月16日(日)～30日(日) 個人(四日市市)
- ・竹灯り  
10月2日(火)～14日(日) 楠歴史民俗資料館保存運営委員会、  
竹灯り実行委員会(四日市市)
- ・かな書展  
10月16日(火)～31日(水) 一ノ宮かな書教室(鈴鹿市)
- ・銅板工芸作品展  
11月1日(木)～15日(木) 銅板工芸同好会(四日市市)
- ・旅全集  
11月17日(土)～30日(金) 個人(鈴鹿市)
- ・趣味で描いた書と墨画個人展  
12月1日(土)～15日(土) 個人(四日市市)
- ・古布で遊ぶ一人展  
平成31年2月1日(金)～28日(木) 個人(四日市市)
- ・趣味の仏像彫刻展  
平成31年3月1日(金)～15日(金) 趣味の仏像彫刻同好会(四日市市)
- ・六年生卒業作品展  
平成31年3月16日(土)～31日(日) 書友会(四日市市)

#### 4 利用状況

(1) 観覧者数 (4月1日～平成31年3月31日)

月	開館日数	人数
4月	26	398
5月	26	1,595
6月	26	353
7月	26	268
8月	27	373
9月	25	463
10月	26	430
11月	26	301
12月	24	222
1月	24	237
2月	24	1,315
3月	27	776
合計	307	6,731

(2) 観覧者数推移



年度 (平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
観覧者数	5,955	5,230	6,110	6,397	7,634	6,829	7,321	8,258	8,927	10,157
累計	5,955	11,185	17,295	23,692	31,326	38,155	45,476	53,734	62,661	72,818
年度 (平成)	27	28	29	30						
観覧者数	10,365	8,102	7,536	6,731						
累計	83,183	91,285	98,821	105,552						

## 5 関係法規

### 四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号

改正

平成 20 年 6 月 27 日条例 23 号

平成 22 年 3 月 25 日条例 7 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。  
(1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。  
(2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。  
(3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。  
(4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。  
(5) その他必要な事業  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。  
(1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務  
(2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務  
(3) 資料館資料、施設、附属設備等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務  
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関し

て四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた業務  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。  
2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前項の許可を行わないものとする。  
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。  
(2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。  
(3) その他施設等の管理上支障があるとき。  
3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。  
2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。  
3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、  
一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。  
2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。  
(1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設  
(2) 国及び地方公共団体



- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして委員会が認めた施設
- (4) その他委員会が適当と認めたもの
- 2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第1項の許可を受けたもの(以下「借入者」という。)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
- 4 第1項の貸出期間は、30日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、1年以内とすることができる。
- 追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号〕

(許可の取消し等)

- 第13条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し(以下「使用等」という。)を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第8条第2項各号(第11条及び前条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。
- 追加〔平成20年条例23号〕

(入館等の制限)

- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
- (4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(権利の譲渡等の禁止)

- 第15条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(特別の設備等)

- 第16条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(原状回復の義務)

- 第17条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第13条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(損害賠償)

- 第18条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 一部改正〔平成20年条例23号・22年7号〕

附 則

この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月27日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで
立会 所	ざしき(西)	650	650
	ざしき(東)	650	650
	小ざしき及び水屋	650	650
	全室利用	1,950	1,950

追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成25年条例67号〕

## 四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則

平成 22 年 3 月 24 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市楠歴史民俗資料館条例(平成 17 年四日市市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(公開使用許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、資料館の公開使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設利用許可申請書(第 1 号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 3 月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める期間前においても受け付けできるものとする。
  - (1) 市が主催する行事に使用するとき。
  - (2) その他指定管理者が特に必要があると認め、委員会の承認を得たとき。

(公開使用の許可)

第 5 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市公共施設利用許可書(第 2 号様式。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

- 2 資料館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際に、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。
- 3 使用の許可は、申請の順序とする。ただし指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て他の方法によることができる。

(公開使用の変更等)

第 6 条 使用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は資料館の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更(取消)・還付申請書(第 3 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金等の還付)

第 7 条 条例第 10 条ただし書の規定により利用料金等を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかったとき。	利用料金の全額
使用日の 1 月前(使用日の 1 月前が休館日の場合は、その直前の開館日)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	利用料金の全額
上欄に規定する場合を除き、使用日の前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 100 分の 50 に相当する額。ただし、10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。)を差し引いた額

(特別利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 11 条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可申請書(第 4 号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

2 特別利用の許可は、申請の順序とする。

(特別利用の許可)

第 9 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可書(第 5 号様式。以下「特別使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の許可に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

(特別利用の変更等)

第 10 条 利用者は、特別使用許可書に記載された事項(使用日、使用時間区分を除く。)を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可申請書(第 6 号様式)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可書(第 7 号様式)を申請者に交付するものとする。

(特別利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条に規定する資料館資料の特別利用の許可を行わないものとする。

- (1) 特別利用によって資料館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に資料館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある資料館資料で著作権者の承諾を得て
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(資料館資料の貸出許可の申請)

第 12 条 資料館資料の貸出しを受けようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可申請書(第 8 号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料館資料が資料館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

(資料館資料の貸出許可の交付)

第 13 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可書(第 9 号様式)を交付するものとする。

(寄贈又は寄託)

第 14 条 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申請書(第 10 号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認を行うときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料受領書(第 11 号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。

3 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 市長は、寄贈資料が火災等やむを得ない理由により汚損破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 15 条 この規則の施行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## II 施設概要

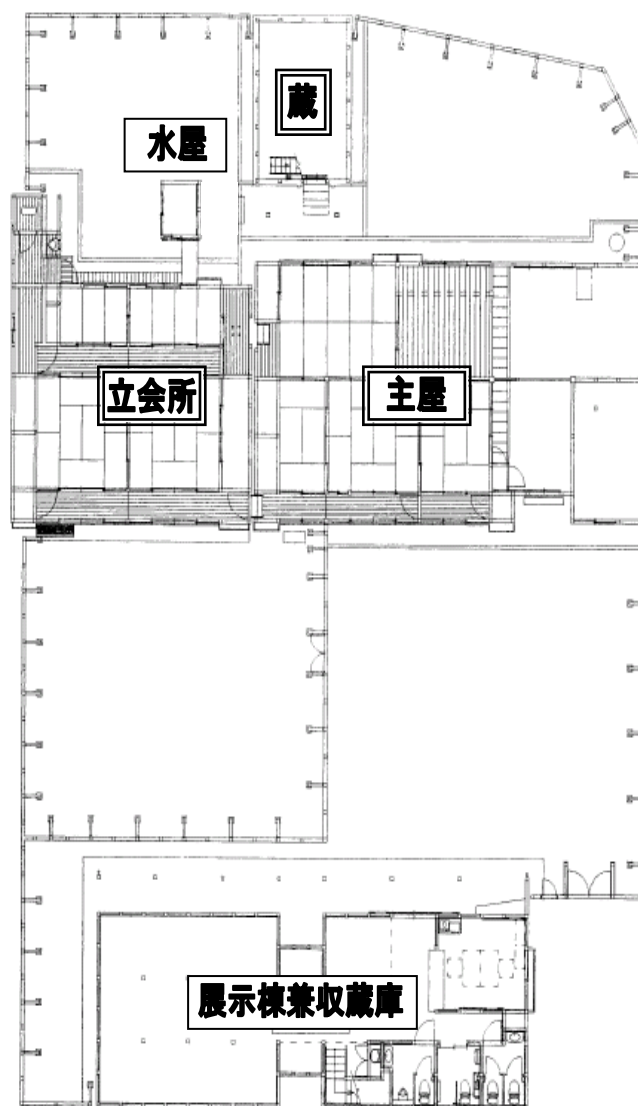
所在地 〒510-0106  
三重県四日市市楠町本郷 1068 番地  
電 話 059-398-3636  
F A X 059-398-3637

施設規模 敷地面積 1,229.23 m<sup>2</sup>  
建築面積 338.09 m<sup>2</sup>  
延床面積 448.24 m<sup>2</sup>  
建物構造  
主屋・立会所 (四日市市指定有形文化財)  
木造瓦葺平屋 209.75 m<sup>2</sup>  
蔵 (四日市市指定有形文化財)  
木造棧瓦葺平屋 39.08 m<sup>2</sup>  
水屋  
木造瓦葺平屋 2.76 m<sup>2</sup>  
展示棟兼収蔵庫  
木造瓦葺 2 階建 196.65 m<sup>2</sup>

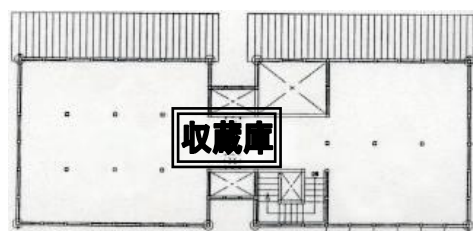
付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子  
A V コーナー 駐車場 11 台

館内見取図

1 階平面図



2 階平面図



## 博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

財団法人日本博物館協会 2012年7月1日制定

平成30年度四日市市立博物館年報 第26号

令和元年7月12日発行  
編集・発行 四日市市立博物館  
〒510-0075 四日市市安島一丁目3番16号  
TEL 059-355-2700(代)  
FAX 059-355-2704  
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>